

令和元年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和元年6月19日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和元年6月19日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	安達伸男君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	川崎順二君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教 育 次 長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局書記	濱野 聡 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 西九州北部地域市町議会協議会 第8回会議
- (2) 令和元年度 東彼杵道路建設促進期成会 総会
- (3) 令和元年度 町村議会議長・副議長研修会

- (4) 令和元年度 第54回西九州自動車道建設促進期成会 定期総会
- (5) 令和元年度 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会 合同総会
- (6) 令和元年 長崎県町村議会議長会 第1回臨時総会

日程第4 町長報告

- (1) 報告第2号 平成30年度繰越明許費繰越計算書  
(一般会計・公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計)
- (2) 報告第3号 平成30年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書

日程第5 委員会報告

- 1 総務厚生委員会
  - (1) 所管事務調査
    - ① 条例等について
    - ② 未利用町有地活用について
- 2 産業建設文教委員会
  - (1) 所管事務調査
    - ① まちづくりについて
    - ② 幼児・学校・社会教育及び整備について
    - ③ 事業の進捗状況調査について
    - ④ 条例等について
    - ⑤ 観光・商工について

日程第6 一般質問

- (1) 4番 長谷川 忠 議員
- (2) 2番 浜野 亘 議員
- (3) 3番 永田 勝美 議員
- (4) 1番 永安 文男 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さんおはようございます。ただ今から、令和元年6月第2回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長より挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆さんおはようございます。令和になりまして、初めての定例会ということで、皆様方には全員御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、昨日ですか、きょうでございますけど、昨日は新潟の地震、新潟それから山形ということで、震度6強の地震が起きたということで、災害があつて発生しております。やはり、被

災された方々に対しまして、心から御見舞いを申し上げますとともに、早い復興を願っているわけでございまして、我々本町においてもですね、やはり災害等、いつ何が起こるかかわからないということでございますので、やはりこれに備えなきゃならないと思っています。

また、皆さん方には、本日から7月2日までということで、14日間の長丁場になるわけでございますけど、皆さん方にはですね、無事に、我々提出した議案について御認定をいただきますように心からお願い申し上げます、簡単でございますけど、開会に当たり御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により1番、永安文男君、2番、浜野亘君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

6月本定例会の会期については、先にお配りしました日程表のとおり、6月19日本日から7月2日までの14日間にしたいと思います。なお、本会議は前半が6月19日、6月20日、6月21日の3日間の予定です。後半は、本会議7月2日の1日を予定しています。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

6月19日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。議長出席、会議報告の6件です。次に町長報告ですが、2件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会、所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会、所管事務調査の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙質問通告書一覧表のとおり、5名の方のうち、4名の方から質問です。1日目は一般質問終了後、散会となります。

6月20日、本会議の2日目です。1日目に引き続き一般質問からです。別紙、質問通告一覧表のとおり、1名の方から質問です。

次に、議案審議です。議案第24号から議案第43号までの20議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

6月21日、本会議の3日目です。2日目に引き続き、議案審議からです。議案第44号から議案第46号までの3議案と、発議1号です。審議終了後、散会となります。

次に、後半、7月2日、本会議の4日目です。

選任1号から選任2号までと推薦1号、請願1号までを予定しています。

続きまして、閉会中の所管事務調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ、

御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は6月19日、20日、21日、7月2日です。

お諮りします。本定例会の会期は6月19日本日から7月2日までの14日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は6月19日本日から7月2日までの14日間に決定しました。日程表に従って議事を進めていきます。

### — 日程第3 諸般の報告 —

#### 議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席、会議報告の6件を私のほうから行います。

資料の1ページです。西九州北部地域市町会議協議会 第8回会議が平成31年3月26日に、佐世保市、伊万里市、平戸市、松浦市議会、有田町、佐々町議会の各正副議長が出席し、伊万里市議会執行部控室において開催されました。西九州北部地域市町会議協議会の目的と確認、今後の活動について協議を行っております。

次の資料の3ページから7ページです。

2番目は、令和元年度 東彼杵道路建設促進期成会総会が令和元年5月18日、会員市町の首長、議長、各市町の商工会議所、会頭、商工会会長等の会員が出席し、佐世保市中央保健福祉センターで開催されました。議事として、平成30年度の事業報告、平成30年度 収支決算・監査報告、令和元年度 事業計画（案）、令和元年度 収支予算（案）、会員追加加入についてが提案され、原案可決されております。

また、地方道路整備促進の必要な財源の確保、国道205号、佐世保から東彼杵町、東彼杵道路の計画段階評価への早期着工、有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討、国道205号針尾バイパスの早期完成、国道205号に係る交通安全対策事業の早期完成について決議が採択されました。

次に、資料の9ページです。

3番目は令和元年度 町村議会議長・副議長研修会が令和元年5月28日、全国町村議会議長及び副議長を対象に、長崎県から8名が出席し、東京国際フォーラムAで開催され、基調講演とし、「町村議会議員の議員報酬のあり方 最終報告」と題して、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部地域行政科長・教授、牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境学部准教授、長野基氏が講演されました。

次に、町村議会特別表彰とし、「小規模議会の在り方を求めて 夜間・休日の議会の挑戦」と題して、長野県喬木村議会議長、下岡幸文氏から講演されました。同じく、町村議会特別表彰として、「町民に寄り添う議会を目指して 鳥取県若桜町議会の歩み」と題し、鳥取県若桜町議会議長、川上守氏と副議長、前任孝行氏が講演され、同じく、町村議会特別表彰として、京都府与謝野町議会の取組、「町民に信頼される存在感のある議会を目指して」と題して、京都府与謝野町議会議長、家城功氏が講演されました。

次の資料の11ページから15ページです。4番目は、令和元年度 第54回西九州自動車建設促進期成会 定期総会が令和元年5月30日、福岡県、佐賀県、長崎県、3県の西九州自動車建設促進期成会会員が出席し、伊万里市伊万里迎賓館で開催されました。議事として、平成30年度 事業

報告、平成30年度 決算報告、会計監査報告、令和元年度 事業計画（案）、令和元年度 歳入歳出予算（案）について提出され、原案可決しております。また、西九州自動車道事業概要（進捗状況）説明及び意見交換会を行っております。

次に、17ページから32ページです。

5番目は、令和元年度 長崎県新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会 合同総会が、令和元年6月3日、会員各市町首長、議長及び賛同者が出席し、長崎市ホテルニュー長崎で開催されました。

まず、長崎県新幹線・鉄道利用促進協議会の議事とし、平成30年度 議事報告、収支決算、監査報告、令和元年度 事業計画（案）、収支予算（案）、規約改正（案）、役員改選（案）について提案され、原案可決されております。

続いて、長崎空港活性化推進協議会の議事とし、平成30年度 事業報告、収支決算、監査報告、令和元年度 事業計画（案）、収支予算（案）、規約改正、役員改選について提案され、原案可決されております。

続いて、長崎上海航路利用促進協議会の議事とし、平成30年度事業報告、収支決算、監査報告、令和元年度 収支予算（案）について提案され、原案可決しております。

次に、33ページから34ページです。

6番目は、令和元年度 長崎県町村議会議長会 第1回臨時総会が、長崎県町村議会議長会及び事務局長が出席し、長崎県市町村会館で開催されました。議事として、議長異動が報告され、次に、役員改選について指名推薦され、会長に波佐見町議会議長、今井泰照氏、副会長に新上五島町議会議長、坪井泰助氏、同じく、副会長に、長与町議会議長の山口憲一郎氏、監事に小値賀町議会議長の横山弘蔵氏、同じく、監事に川棚町議会議長、村井達巳氏が選任されました。

今、報告しました議長出席、会議報告6件、関係資料は議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告、議会関係報告を終わります。

#### — 日程第4 町長報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、町長報告に入ります。

2件の報告をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告第2号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和元年6月19日提出、佐々町長。

記。平成30年度 佐々町一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成30年度 佐々町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成30年度 佐々町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書。

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

**企画財政課長（藤永 大治 君）**

それでは、1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

平成30年度 佐々町繰越明許費繰越計算書。会計名、一般会計。

2款総務費1項総務管理費、事業名、旧町立診療所・旧第一保育所・旧里町内会集会所解体事業。金額6,749万2,000円、翌年度繰越額6,749万円。未収入特定財源として、その他140万円、一般財源6,609万円です。こちらにつきましては、現在、既存家屋の事前調査の実施中でありまして、解体につきましては、来年1月中の完了の予定をしております。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費、事業名、プレミアム付商品券事業。金額138万5,000円。翌年度繰越額同額です。未収入特定財源として、国県支出金138万5,000円です。この事業につきましては、電算システムの改修事業でございますけれども、業務自体の完了が9月下旬の完了予定となっております。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、県営ため池整備事業負担金、金額731万2,000円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源として、地方債610万円、その他91万4,000円、一般財源29万8,000円です。この事業につきましては、8月末完成の予定となっております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化対策事業、金額1,260万円。翌年度繰越額同額です。未収入特定財源として、国県支出金553万3,000円、地方債400万円、一般財源306万7,000円です。この事業につきましては、4月末完成済みでございます。

続いて、10款教育費2項小学校費、事業名、空調設備設置事業、金額1億7,200万円、翌年度繰越額1億4,964万円、既収入特定財源として6,315万円、未収入特定財源として、国県支出金1,699万円、地方債6,950万円です。この事業につきましては8月末完成予定となっております。

10款教育費3項中学校費、事業名、空調設備設置事業、金額9,200万円、翌年度繰越額8,592万6,000円、既収入特定財源として2,765万円、未収入特定財源として、国県支出金1,437万6,000円、地方債4,390万円です。こちらの事業についても、8月末完成の予定となっております。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、30年災農地災害復旧事業、金額860万円、翌年度繰越額716万円、未収入特定財源として、国県支出金428万6,000円、その他34万6,000円、一般財源252万8,000円です。この事業につきましては、5月完成済みでございます。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、30年災農業用施設災害復旧事業、金額3,800万円、翌年度繰越額1,665万円、未収入特定財源として、国県支出金1,147万4,000円、地方債10万円、一般財源507万6,000円です。この事業につきましても、5月完成済みでございます。

合計として、金額3億9,938万9,000円、翌年度繰越額3億4,816万3,000円、既収入特定財源として9,080万円、未収入特定財源として、国県支出金5,404万4,000円、地方債1億2,360万円、その他266万円、一般財源7,705万9,000円です。

続いて、裏面の2ページをお願いいたします。

会計名、公共下水道事業特別会計。1款総務費1項総務管理費、事業名、公共下水道事業（下水道施設耐震調査業務委託）、金額2,200万円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源として、国県支出金1,000万円、一般財源1,200万円です。この事業につきましては、来年3月末の完了予定となっております。

2款建設費1項建設費、事業名、中央地区排水対策事業（大新田第2排水ポンプ場ポンプ増設工事委託）、金額1億1,023万4,000円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源として5,511万7,000円、地方債4,960万円、一般財源551万7,000円です。この事業につきましては、来年2月末の完成予定となっております。

続いて、2款建設費1項建設費、事業名、小浦地区排水対策事業（小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託）、金額1億4,900万円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源として、国県支出

金7,450万円、地方債6,700万円、一般財源750万円です。こちらの事業につきましても、来年2月末の完成予定となっております。

合計としまして、金額2億8,123万4,000円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源として、国県支出金1億3,961万7,000円、地方債1億1,660万円、一般財源2,501万7,000円です。

続きまして、会計名、農業集落排水事業特別会計。1款総務費1項総務管理費、事業名、新志方橋圧送管（橋梁添架）移設工事負担金、金額1,850万円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源として、その他968万5,000円、一般財源881万5,000円。

合計ですけれども、それぞれ同額となっております。令和元年6月19日提出、令和元年5月31日調製、佐々町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告第3号 地方公営企業法第26条第3項の規定による、繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和元年6月19日提出、佐々町長。

記。平成30年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1ページめくっていただいて、平成30年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額ということで、全部で8件あります。すべて、1款資本的支出1項建設改良費となっております。

事業名、固定資産購入事業（新平野ポンプ所用地）、予算計上額300万円、翌年度繰越額同額です。財源内訳としまして、損益勘定留保資金等で300万円となっております。

次の施設改良事業（不在者財産管理人業務委託事業）、予算計上額50万円、翌年度繰越額同額です。財源としまして、損益勘定留保資金等50万円となっております。この2つにつきましては、不在者管理人制度を用いて裁判所へ届出を現在しております。管理人が決まりまして、現在、土地の名義変更等の手続をしているところでございます。

次、施設改良費事業（河川公園深井戸導水管新設工事（その6））、予算計上額3,000万円、支払義務発生額1,071万3,000円、翌年度繰越額1,928万7,000円。財源内訳としまして、損益勘定留保資金等1,928万7,000円。これにつきましては、4月に完成しております。

次です。施設改良事業（新志方橋配水管（橋梁添架）移設工事）、予算計上額2,500万円、翌年度繰越額同額です。財源内訳としまして、工事負担金1,850万円、補償金90万円、損益勘定留保資金等560万円。これにつきましては、7月末をめどに施工をしております。

次です。施設改良事業（栄橋橋梁添架配水管更新工事）、予算計上額4,500万円、支払義務発生額1,648万円、翌年度繰越額2,852万円。財源内訳としまして、損益勘定留保資金等より2,852万円。これにつきましては、8月末を完成で見込んで施工をしております。

次です。施設改良事業（町道中央小浦線配水管更新工事）、予算計上額900万円、翌年度繰越額同額です。財源としまして、損益勘定留保資金等より900万円としております。これにつきましては、現在施工中で、8月末に完成予定で進めております。

次です。施設改良事業（町道芳ノ浦線支一3配水管更新工事）、予算計上額250万円。翌年度繰越額同額です。左の財源内訳としまして、損益勘定留保資金等より250万円。現在、現地のほうは完成しております、報告書等の提出を待っている状況です。

次です。施設改良事業（町道堅山線支一2配水管新設工事）、予算計上額400万円、翌年度繰越額400万円。財源としまして、損益勘定留保資金等より400万円となっております。これについては、6月上旬に完成しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、報告に対する質疑を行います。  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

報告第2号の2、1ページですけども、一番最初の旧町立診療所・旧第一保育所・旧里町内会集会所解体事業についてですが、30年度で予算を、当初予算を組まれて、ほとんどが一般財源ですよ。ほとんどが繰越しということで、事務の流れとしてこれでよかったのか。きちっと進む予定で組まれたんでしょうけども、補助事業ならまだしも、一般財源をもってする事業なのに、丸々繰越しというのはどうだったかということ、説明をお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

こちらの事業につきましては、3月補正の折に繰越明許費のほうを計上いたしましたけれども、こちらにつきましては、家屋調査の段階におきまして、隣接土地所有者との協議等に不測の日数を要したため、今回、解体工事の年度内完成が困難となったことによりまして、繰越しをさせていただいたところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番いいですか。  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

そのことについて御報告があったからわかっているんですけども、事務の遂行に当たって、上手く進んでなかったのではないかと、言っているわけです。わかりました。

以上でいいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁は。  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

いいです。



議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

これは事業費の中で、新平野ポンプ所用地とその下の部分、それから、一番最後の町道豎山線の事業、これについてですね、土地が不明であったから、不在者の管理制度を使うということですし、また、一番下の場合には、浄水場代替地に住宅建設が計画されているためと書いてありますけれども、これは、事業を計画する段階では、こういうことは調査して事業を計画しないのかどうか。どうしてこういうふうに、わざわざこういう問題が起きるところに事業を計画したのか。ほかに方法はなかったのか、その点を。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません、報告第3号のページの一番上の固定資産購入事業と施設改良事業の不在者管理人制度についてですけども、平野ポンプ所を改修するに当たり、中央配水池からの高さによって選定する場所を調査いたしましたけども、一番最適な場所が、この土地の不明になっている方の土地が一部含んだ土地が、今後の事業費として一番安い土地、建設にあたって安い土地になるものですから、こちらを選定したということになっております。

それと、豎山線支一2配水管新設工事ですけども、これにつきましては、昭和55年の河川改修に伴い、浄水場が現在の場所に移設した際に、地権者のほうに宅地ですということで、町有地を代替地とされてしておりました。

当時の、今回、地権者が住宅を建てたいということで調査したところ、当時の条件であった水道管が入っていなかったため、11月にそれが分かったために、急きよこの工事をさせていただいたことになっております。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

そしたら、この平野ポンプ所用地の件、不在者管理制度を使うということですけども、これは完全に登記ができ、そしてまた、裁判所への申立てで町の主張が了承されるのは確実なんです。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

現在、裁判所のほうからですね、6月6日付で委託をしております司法書士事務所を選任しましたということで通知が来ております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

だから、この手続きをすれば、完全にそれは事業を推進するように町に登記ができるということは間違いないんですね。選任を聞きよるんじゃなくして。

議 長（淡田 邦夫 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

議員御質問のとおり、町の名義のほうに変更ができるということでございます。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかにございませんでしょうか。  
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

すみません、同じような内容なんですけど、報告第3号のですね、1番と2番のほうでちょっと確認したいんですけど、これ、繰越計算書で、繰越理由ということで表現されているんですけども、説明の欄のところ、分筆測量業務が3月下旬に完了し、次のやつが裁判所へ申立てを提出する必要があるが、提出する時期が4月以降となるためという表現で書いてあるんですけど、果たしてこれ、繰越理由になるのかということ私が伺いたいところです。

と申しますのも、なぜ、その3月下旬になったのか、なぜ提出時期が4月以降になるのかというその繰越事由の部分の説明がちょっと不足しているのではないかと。不測の事態がどういったことで発生し、なぜ繰越事業になったのかという部分の説明を、私の聞き漏れなのか、申し訳ないんですけど、所管委員会で説明がなされているのか、すみません、私のほうが熟読しなくて申し訳ないんですけど、詳しいそのポイントの繰越理由の説明をいただければと。

議 長（淡田 邦夫 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1番目の1行目ですね、すみません、分筆測量が3月下旬ということでしておりますけども、相手方と交渉するにあたり、下協議まではできておりましたけども、実際、契約する地権者が、すみません、全部で2名おられます。1名が実在される方、もう1名が居所不明の方となっております。実在される方と用地交渉をするに当たって、予算を確保しておりませんでしたので、12月補正で確保させていただいて、その際に、分筆測量も予算計上させていただいて、分筆が3月末に終わったところです。

それと、なぜ4月かということですけども、12月補正で、この不在者管理人制度業務の委託費をとらせていただきました。司法書士事務所とは年度内に契約は済ませておりますけども、最終的な支払い、手続の中の流れとして、裁判所の司法書士事務所から提出される時期が4月以降となったということで、すみません、書かせていただいております。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

1点目は地権者との用地交渉に不測の期間を要したという点は理解します。  
2点目、その提出時期が4月以降になるという物理的な問題の話でしか、ちょっと聞き取れ、私のほう理解しがたいんですけど、12月発注で申立てが4月以降となる理由をもう少し詳しく、繰越理由となり得るポイントを説明していただけないでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

司法書士事務所のほうにこの管理人制度を、委託を年度内にさせていただいた後、司法書士事務所のほうが、今、登記簿上の住所に、どう言いますかね、住んでないかの確認をされたり、そういった手続、申請のための手続及び調査を司法書士事務所のほうがされて、それを取りまとめて出されたのが4月以降になったということでございます。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

結局、通常業務として12月に発注して、3か月では、もうはっきり言えば、業務完了が不可能というルーティーンなのか、おっしゃられているのは、そういったふうにしか聞き取れませんが。終わるということで発注をしてるけども、そもそも論として3か月では終わらない業務なんですよということなのか。そういった説明でしか聞き取れないんですよ。繰越しなんですよ。だから、不測の期間を要する理由があって繰越しが成立するというふうに理解しているんですけど、課長の説明は、そもそものルーティーンで、この業務については3か月では終わらないんだよというふうにしか聞かえないんですよ。そういった判断なのか、そこんところを。

議 長（淡田 邦夫 君）  
いいですか。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。この件につきましては、課長が今お話ししましたけど、買収予定の土地の不明者が3月末で、大体3か月で見つかる予定で予算を組んでいたわけですが、実際的には、なかなかこの厳しかったということで、この4月までかかるということで、そういうことで、裁判所の申し立てが出るわけですが、それで、やはり所要の日数がかかったということで、繰越しせざるを得なかったということですが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4問目です。  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

居所不明というのは12月時点でわかっていたんでしょう。だから、この予算を組んだんでしょ。ですよ。この裁判所への申し立てになるということが分かった予算ですよ、はっきり言えば。その裁判所への申し立て等々含めて、所要期間が3か月では終わらないというような当初からの判断なのかっていうところを問うてるんですよ。何らかの不測の事態が生じて、繰越しがやむなしの事案なのか、そもそも論として3か月では間に合わない事案なのか、そこんところが私のほうが、説明ではちょっと理解し難かったんで、そこを伺っている次第です。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

不在者管理人業務委託となっている部分ですけども、当初、おおむね申請して、三、四か月程度ぐらいではできるでしょうということで、司法書士事務所等から聞いておりました。ただ、登記、この管理人制度のなかです、所有権の移転登記まで、管理人さんと登記を済ませないといけないということもあって、事実上、やはり登記が完了するまでとなると、先ほど話しておりますように、裁判所からの決定等に時間を要してしまい、このような事態になってしまったところでございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

総体的にお尋ねしますけども、大体、7億4,000万円ほどの繰越しということであがってくるんですが、予算計上時に比べて、これは例年このような形で財政としてあがってくるのか、各課の仕事の進捗状況に、予算が無理があったのか、そこら辺の見解を1つお尋ねしたいと。

もう1点は、報告3号の上水道ですか、法的根拠がよくわからんもんですから、地方公営企業法の26条第3項にはどのように記載されているのか。

私が認識しているのは、水道事業は繰越しはないというようなことを認識しとったもんですから、繰越し明許って書いてないもんですからですね、この繰越し計算書というのはどういう位置付けであがってきているのかですね。

継続費でしたら、31年度期、3年なら3年ということで年割額を決めて予算をとって、その中で、翌年度に繰越しして使っていくという手続がとられたと思うんですけども、この水道事業に定められている繰越し計算書というのはどういうものか、ちょっと説明をお願いしたいということと、様式が、一般会計、下水道と合わせて合計が書いてあるもんですから、ちょっと合わせてみようかと思いましたが、合計欄が無かったもんですから、単純的にしてないのか。様式にはあるのかどうかというのをあわせて答弁を願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

まずは計画にということですけども。

いいですか。

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

まず、一般会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計の分でございますけれど

も、こちらについては、それぞれの事業年度内完成を目指しておったわけでございますけれども、それぞれ不測の事態が生じたということで、まあ各課こう、無理な計上ではないと、なかったのではないかと思います。それぞれの実情で、不測の日数の事態が生じたため、今回、一般会計でいきますと、約4億円弱の繰越しとなったものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

例年そんなくらいぐらにあつたつたということですか。  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

すみません、例年、去年のとか、一昨年の繰越し額につきましては、今ちょっと手元にございませんで、例年これぐらいかどうかというのは、今ちょっとここではお答えできませんけれども、今年度につきましては、それぞれの事業の状況に応じて繰越しをさせていただいたというところでございます。  
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

建設改良費の繰越しということですが、これについては、地方公営企業法第26条第1項に記載されておまして、継続費のように、数年度にわたって繰越しするものではなくて、建設改良費に限って一事業年度だけ翌年度へ繰越しして事業することができるとありますので、この繰越しをさせていただいております。

それと、様式についてですが、すみません、標準的な様式に合計欄が付いておりませんでした。今後どうしたらいいかは、ちょっと検討させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

すいません、ここ近年の翌年度繰越し額でございますけれども、平成27年度は3億9,260万円、平成28年度は3,667万4,000円、平成29年度が3億1,981万5,000円ということで、ここ数年では3億円台の繰越し額というのも計上があるところでございます。  
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

繰越し明許費については、やはり不測の事態ですから、理由はどうあれ、付ければ、制度的には、法的には可能であるというんですが、余りにもちょっと、これが一定ベースと同じような形になってですね、きているもんですから、まあ、国の政策によって、補正などで繰越しにな

るのはやむを得ないと思うんですけども、工事予算とか、華々しく花火を打ち上げて、このように7億円もするのはいかがなものかな。もう事務の段階です、ちゃんと工事をするならするように注意していただきたいということですね。

あと、水道課の問題については、繰越計算書と書いてあるんですけど、繰越明許費というのは、言葉は使わなくて、そういう制度がこの地方公営企業法にあるということなんですか。来年度だけ繰越しすることができるというふうに書いてあるということならば、一般会計とか一緒のように繰越明許の計算書ってなるんじゃないかと思うたもんですから、私の認識では、翌年の2月中旬まで工事が終わらないと、新しい年度には予算が組めないという先輩から指導を受けて予算作ってきたもんですから、繰越しはあり得ないって教えられたもんですからね。できるようになったのであれば、そこら辺をもう一度答弁願いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、水道課長。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

一度、建設改良費ということで繰越し、単年度だけ認めて、地方公営企業法では規定がされてます。今回、申し訳ありませんが、事業の平準化等も含めてですね、繰越しを、制度を利用させていただいたという経過になっております。

それと、様式的には、先ほどの一般会計の様式と、名称が繰越明許費繰越計算書と一般会計のほうはなっておりますけども、公営企業のほうの標準的な様式には、こういう水道事業会計予算繰越計算書というふうな様式になっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

あえて言いませんけど、工事が多いもんですから、継続費の予算も組んでおられますからですね、この建設改良費の中で、あわせてまた来年度もですね、出てきたら非常に大変だなあと心配してるんですよ。一回一回して、変更契約してっていうのが多いから、今ちょっと問題になってますけどですね、やはり、無理な計画をしているんじゃないか、ちょっと心配しているもんですからですね、十分に検討して整理をしていただきたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の須藤議員からの御指摘の水道事業の予算関係の繰越しにつきましては、やはり、事業数がこんなに繰越しているということで、大変我々も危惧するわけですので、やはり年度内を目標にして工事をやらなきゃならないというのが原則でありますので、そのなかでやはり十分精査して、今後やっていかなきゃならないと思っています。

それから、一般会計等につきましては、やはり先ほど申しました、須藤議員もおっしゃいましたけど、国庫補助の12月に補正がつくということで、なかなか年内事業というのが難しいわ

けでございます。そして補助事業が、大きい補助事業が付くと、こういう繰越しをやらなきゃならないということでもありますので、その時々で出てくるのではないかと。やはり確かに無理な工事もあるわけでございますけど、そういう補助事業との関係もありますので、やはり町としましては、なるべく早く、一般財源の事業につきましては事業施工するように、今考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑も無いようです。

これで町長報告を終わります。

以上で、日程第4、町長報告を終わります。

## — 日程第5 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

5番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

5番、阿部豊でございます。私のほうから総務厚生委員会の調査報告を申し上げたいと思います。

閉会中の所管事務調査としまして、令和元年5月23日木曜日10時から、佐々町役場第1会議室において行いました。出席者は全員です。

案件につきましては、条例等について18件、未利用町有地活用について、その他報告8件を受けております。概略について報告をいたしたいと思っております。

まず、条例等について、3件の専決処分案件について調査いたしております。今回、提案の議案第24号から26号でございます。

まず、佐々町税条例等の一部改正についてでございます。

平成31年3月29日公布され、31年4月1日から施行される地方税法の一部改正に伴う改正でございます。住宅ローン控除等に伴う措置等を含め、専決処分されております。ここでの詳細説明は割愛させていただきます。

次に、佐々町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

同じく、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日公布され、平成31年4月1日施行されるということで、専決処分を行われております。概要については、課税限度額の引上げ、また保険税軽減措置の拡充等ございまして、ここでの詳細説明は割愛させていただきます。

次に、佐々町介護保険条例の一部改正の専決処分でございます。

介護保険法施行令及び介護保険国庫負担金算定等に関する政令の一部改正する政令が、平成31年3月29日公布され、平成31年4月1日施行されることに伴う専決処分でございます。

改正の趣旨としましては、高齢者進行に伴う保険料水準上昇や消費税引上げ（8%）に伴う低所得者対策強化の観点で、平成27年4月から消費税公費投入による「低所得高齢者の介護保険料の負担軽減」を一部実施されております。また今回、令和元年10月、消費税率（10%）の引上げにあわせ、更に軽減を強化するという内容の趣旨でございます。

続きまして、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

現行の職員の分限条例の病気休業につきまして、期限は2年と定められておりますが、他自治体との均衡是正を行いたいということで、3年に改正をしたいということでございます。あわせて、失職の例外、現行、条例に特別の定めのある場合を除くほかその職を失うような内容でございますが、本町の条例は、今回、改正案として条項追加を行いたいということでございます。

想定されている内容につきましては、交通事故等につきまして、執行猶予された職員、情状を考慮し、特に必要と認めたときに限り、その失職の例外を適用するという趣旨の改正内容であるということでございます。

続きまして、消費税増税関係で、佐々町さざん花団地排水処理施設設置条例の一部改正、佐々町総合福祉センター使用料条例の一部改正、佐々町公民館使用料条例の一部改正、佐々町文化会館条例の一部改正、佐々町体育施設条例の一部改正、佐々町立小中学校体育館使用料条例の一部改正、佐々町勤労青少年ホーム条例の一部改正、佐々町夜間照明施設使用料条例の一部改正、佐々町都市公園条例の一部改正、佐々町道路占用料徴収条例の一部改正、佐々町公共下水道条例の一部改正、佐々町農業集落排水施設設置条例の一部改正の12件につきましては、予定されております消費税増税、10月の増税に伴う関連の内容でございました。

本町の使用料条例につきましては、「8%を乗じて得た額を加えた額」というふうな表現になっております。率の数字に係る部分を除く形で改正を予定しているという内容でございました。

また、あわせて、佐々町農業体験施設設置条例の一部改正につきましては、同様の割合表示を削除する方向での改正とあわせ、現行「利用料」という表現であるわけですが、これを「使用料」に改正をしたいというような内容でございます。

また、佐々町水道事業給水条例の一部改正についてでございますけれども、先ほどの8%割合を削除する方向での改正とあわせ、水道法改正が平成30年12月。令和元年10月1日から指定工事店制度が施行されるということで、内容につきましては、指定の給水装置工事業者に関して、名称や所在変更あるいは事業休止等の際、届出がない場合は、実態把握が困難で、所在不明の事業者が存在するなどの課題があったということで、今回、指定の有効期限が5年と定められ、更新制度が導入されるということでございます。この法改正に伴う条例改正を行いたいという内容でございました。

委員のほうから、意見としまして、各種、この消費税関連の改正が予定されておりますけれども、今回の改正にあわせて、使用料手数料改正の議論はなされたのかと。また、使用料の消費税改正は住民の負担増につながるということで、そういった検討は行われたのかというような御意見がございました。執行のほうからは、全体的な施設の見直しの検討を町長のほうから指示をしていると。課長会を開催し、進めていく流れで、今後報告を行いたいという回答がっております。

続きまして、2点目。未利用町有地活用について、調査をしております。内容につきましては、佐世保市西消防署佐々出張所の移転新築建設事業の概要についてでございます。

現在、佐々町小浦免に予定されておりますこの出張所の移転新築でございますけれども、佐世保市にて現在、新庁舎の実施設設計が完了し、本体工事が施行されるということで、本町では、建設地の土地無償貸付契約を締結し、地元説明会を今後実施していくということでございました。

資料により、建設スケジュール及び新庁舎の概要の説明を受けております。建物の構造はRC造の2階建て延べ床面積約420平米、敷地面積が約2,000平米でございます。

委員のほうから、無償貸付は議会の議決を要するものではないかというような意見がございました。執行の回答としましては、本来は議決案件であるが、本町条例の第4条1項で「他の地方公共団体その他公共団体もしくは公共的団体において公用もしくは公共用又は公益の事



業の用に供するとき、無償又は時価により低廉な価格で貸し付けることができるという条文がありまして、議会の議決は必要でないというふうな判断をしているということでございます。この案件につきましては、各委員へ十分な理解を求めて終了しております。

その他報告を8件受けております。

1件目、不納欠損処分について、税務課、保険環境課、住民福祉課から資料により説明を受けております。

次に2点目、地域防災計画及び関連計画について、総務課から受けております。概要につきましては、現計画は23年3月の策定で、その後の大規模災害を経て、国のほうでは防災関連の改正が行われており、地域防災計画の上位計画であり、「防災基本計画」が修正されているということで、このような経過に対応するため、本町の地域防災計画について、大規模災害発生時における「実践的な地域防災計画」を作成するというところで、今年度事業費990万円、翌年度2,310万円の債務負担行為を計上して、現在実施しているという報告を受けております。

3点目、庁舎整備について、総務課から説明を受けております。

本町庁舎建設基本構想・基本計画策定業務の内容、また、庁舎建設の事業スケジュールの報告を受けております。

4点目、会計年度任用職員についての報告を受けております。

当初スケジュールでは6月の上程予定で事務を進めていたということでございますけれども、他市町村の状況、また、作業度合いが非常に多岐で、完全に準備ができていないということで、上程スケジュールを9月に改めたいという報告を受けております。

5番目、旧町立診療所、旧第一保育所、旧里町内会集会所解体工事の進捗状況について、企画財政課より説明を受けております。

2月の総務厚生委員会でスケジュール等の説明を受けておりますけれども、ほぼスケジュールどおり進行しているということで、7月中に工事の発注を予定しているということでございます。

6点目、地域福祉計画について、住民福祉課から報告を受けております。

第1回の委員会の折に、各委員さんに配付した資料をいただきまして、第1期地域福祉計画、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定中ということで、概要及び経過、今後のスケジュールについての報告を受けております。

7点目、平成31年度プレミアム付商品券事業について、住民福祉課から説明を受けております。

3月補正の折、繰越明許費で計上しておりますこの予算につきまして、消費税増税に伴う低所得者子育て世帯、3歳未満児の消費の下支えと消費喚起が目的ということで、住民税非課税者及び3歳未満の子どもが属する世帯を対象とした額面5,000円券を一口とした最大5口までの購入可能と、1,000円のプレミアムでございますけれども、この事業の報告を受けております。

8点目、し尿収集運搬手数料（汲取り料）の改定ということで、保険環境課から報告を受けております。

町の収集運搬許可事業者のほうから料金値上げの申し出があっているということで、10月の消費税引上げ及び下水道普及等、いわゆる水洗化の推進により、し尿収集量の減少、また、収集箇所の点在化に伴う収集運搬料、運搬コストの上昇によって、現行の料金収入では経費を賅うことが困難なため、料金の引上げをお願いしたいという申し出があっているということで、施行時期が消費税の引上げと同時期に行いたいというような報告を受けております。

以上でございます。詳しくは、お手元の総務厚生委員会報告書を御一読ください。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

**議 長（淡田 邦夫 君）**

次に、産業建設文教委員会所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。  
6番。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 登壇）

**産業建設文教委員長（橋本 義雄 君）**

それでは、所管事務調査の報告をいたします。

産業建設文教委員会所管事務調査を、令和元年5月15日と27日に調査研究を行いましたので、報告をいたします。

まず、5月15日の所管事務調査として16件、その他報告5件を受けました。

はじめに、まちづくりについて、町道認定変更について、建設課課長より説明。公園付近でミニ開発があり、既存の神田公園線の認定変更を行い、道路の延長を行いたいという提案がありました。

委員より、神田公園のほうのUターン場所の台帳整理はなされたのか、町道変更の要望、相談の件数をぜひ一度出してもらいたい。片方だけの側溝での認定になるのかなどの質問が出され、回答として、町道台帳のほうで道路として管理しており、公園の部分から削除しています。この場で答えすることはできませんが、今週中に提出したいと思います。側溝が整備されている道路ということで、両側側溝でないで認定するというものではありませんということで、委員会としては内容を確認いたしました。

次に、幼児・学校・社会教育及び整備についての小中学校給食施設整備に対する比較検討資料について、教育次長より説明がありました。

給食センター建設費用について、自校式は500食で想定、センター方式は1,500食ということで、自校式2億8,600万円掛けることの3校、合計で8億5,800万円、交付金対象外ということです。センター方式では、6億6,600万円、交付金・補助額の2分の1、差引き1億9,200万円のセンター方式のほうが経費が安いということです。

また、学校給食整備方式に関する自校式、センター方式の比較検討も説明をいただきました。光熱水費の比較は、施設規模にもよるが、国内の1,500食配食施設に照会の結果、約1,000万円の予算がいるとの説明。

委員より、今後の流れとして、最終的に実施年度からさかのぼって、どういうスケジュールを考えておられるのか。衛生管理について、今まで衛生事故を発生させたことがあるのか。運用管理の中にメンテナンス経費が、この4,200万円の中に含まれているのか。検討委員会と言葉が出てくるが、センター方式が望ましいと方向性は出ているが、検討委員会を延ばす必要があるのかなど意見が出され、それぞれ回答がなされました。検討委員会につきましては、回答を近くいただきたいとの考えていますとのことです。

検討委員会、執行の方も、センター方式のほうがいいのではないかとということで、この案件につきましても、当委員会としては継続調査といたしました。

次に、事業の進捗調査について、建設課、教育委員会、水道課、産業経済課の順で説明を受けました。

委員より、公園長寿命化皿山公園の工事について、遊具の設置をされるということで、保育所のアンケート調査をされているが、小学校にはアンケート調査はなされたのか。佐々中学校のグラウンドのところの便所の改修はされたのか。町道牟田原線道路災害復旧工事の遅れの理由はということで、回答として、皿山公園のアンケート調査については、両小学校・中学校、PTAに対し実施しております。

中学校のトイレは、財政計画上は令和2年に予算計上する見込みです。町道牟田原線、町道

道路災害復旧工事で少し増破し予算が足りなくなりましたので、31年度に今回させていただきますということで、この案件につきましても、当委員会としては、継続調査といたしました。

次に、条例等の一部改正について、12案件の調査をいたしました。

今回の条例改正につきましては、令和元年10月1日に予定されています消費税及び地方消費税の改正に対応するための使用料についての条例の改正ということの説明がありました。

委員より、消費税10%が、増税が先送りされても、中止されても対応できるということですか。回答として、質問のとおり、改正されなかったとしても、消費税については変わりがないということですのでとの答え。

委員より、利用料と使用料って何が違いますか。改正後の備考のところ、使用料あるいは利用料それぞれ違います。ここは統一したほうがいいのではないかと。副町長より、使用料の文言につきましては、研究させていただきたいと思いますということで、次に、5件のその他報告を受けました。

その中で、小中学校空調施設設置工事の電気設備キュービクルの発注殺到のあおりを受けて、完成が7月下旬から8月上旬になるとの報告を受け、委員より、住民に既に6月にはできると言っている。仮設のキュービクルを入れてでも6月に運転するべきじゃないか。30年度の補正予算をつけて、繰越し、町長至上命題として取り組んだ課題ではないか。できませんでは済まされないのではないかと。高い金額を払って、6月末までにとということをお願いをしたわけですので、7月の一番暑い時期に間に合わないというのは意味がない。別の方法を考えていただきたいといった意見が出され、教育長より、委員さん御指摘のとおり、最大の努力をさせていただきたいと思います。仮設のキュービクルの借用というのが可能なのか。時間をいただいて検討させていただきたいということでした。

続きまして、5月27日の所管事務調査の報告を、御報告をいたします。

所管事務調査として2件、その他報告として4件の報告を受けました。

はじめに、商工観光についての令和元年度プレミアム商品券事業について、産業経済課課長より説明。消費税、地方消費税の10%への引上げが低所得、子育て世帯（0歳から3歳未満）の消費に与える影響を緩和するとともに、消費が喚起することを目的として、プレミアム商品券の販売を行う市区町村に対し、実績に必要な経費を国が全額補助するものと。対象者の抽出、案内は住民福祉課、税務課のほうで行い、商品券の発行からの事務を産業経済課のほうで対応するというので、券の販売については、佐々町商工会のほうに委託するとの説明。産業経済課係長より交付対象者、購入限度額についての説明を受けました。

委員より、国の交付金を支給する場合は、住民福祉課で臨時職員を雇って支出されていました。なぜこういうふうに至ったのか説明をしていただきたい。住民福祉課長より、商工会のほうで商品券の発行をしていただくというような協議のなかでの流れになったものですから、商工会のほうで事務的にやりやすい。そういったことで産業経済課が窓口ということ。県内の自治体の同じような形でやっておられますので、佐々町もそのような方法をとらせていただきたいと思いますという答えでした。

委員より、プレミアム商品券というのは何でも使えるのか。地域の限定はあるのか。回答として、町内の商店に応募して認められた商店だけ使える商品券になります。地域は町内の使用となります。

次に、その他で、前回、委員会で追加資料の依頼があった町道認定要望一覧表、それから、総務厚生委員会からの御指摘があった佐々町水道事業給水条例の一部改正の件、佐々町農業体験施設設置条例の一部改正についての文言の修正の件についての説明を受けました。

次に、その他報告4件を受けました。そのなかで、小中学校空調設備工事について、教育次長補佐説明。5月15日の産業建設文教委員会で御指摘いただいた7月からの普通教室でのエアコンの運転開始の件で、委員会終了後、内部で検討いたしました結果、既存のキュービクルを

利用し、運用面でも工夫を加えながら、普通教室のエアコンを運転することが可能と判断いたしました。

今後は7月の運転開始に向けて取り組んでいきたいと思っております。委員の皆様には、大変申し訳ございませんでしたということで、お手元に配付しております産業建設文教委員会の報告を御一読お願いいたします。

報告を終わります。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

25分まで、暫時休憩といたします。

（11時18分 休憩）

（11時25分 再開）

— 日程第6 一般質問（長谷川忠議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、4番、長谷川忠議員の発言を許可します。

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

おはようございます。通告書に基づいて、項目別に発言したいと思っております。よろしく申し上げます。

質問事項1番ですね。災害避難訓練の実施。

佐々町総合ハザードマップ作成配布により、今後の町民における総合災害合同避難訓練計画実施はどのようにお考えですか。また、豪雨災害が起きやすい大雨や台風の季節を前に、ハザードマップ配布や災害時避難場所指定地区の確立が整った現時点で、早急には困難だと思っております。しかしながら、今後予定として、この訓練を佐々町として行う道は考えてられますか。ちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

長谷川議員の御質問で、避難訓練についてということで、これまでも定例会においてですね、回答をさせていただいておるわけでございますけど、町としては最初から、町全域で実施するのはなかなか難しいのではないかと、町としては思っているわけございまして、やはり町がまず支援を行いながら、今、各地区で自主防災組織というのが出来上がっておりますので、そういう組織の単位で実施をさせていただきたいと考えているわけでございます。

4月に、先ほどお話がありましたように、ハザードマップというのを配布を行いまして、自主防災組織から出前講座という依頼もあっております。出前講座におきましては、災害に備えて、自分の身は自分で守る。自分たちの町は自分たちで守るという自助・共助というのを意識付けということで、町として、やはり皆さん方をお願いをしながら、災害による被害というのを、減災を、被害が少なくなるようにですね、図っていけるものではないかと思っているわけでごさいます。防災訓練については今後、やはり実施していくというのは大変必要なことだと思いますけど、やはりほかの実施市町村というのも研究させていただきながらですね、まずは、我々がやるというのは、町職員について、対象した訓練を実施しながらですね、それから、自主防災組織の方々にもそういうお願いをするということでやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

全体でやっぱり合同訓練というのは大変だとは思いますが、ほかの都市とか、そういう長崎県でも、諫早とか佐世保でも、ちょっとそれに似たような感じで実施なされてます。本町はコンパクトな町でありますので、どちらかというところ、こういうのが実現しやすいのじゃなかろうかと、緊急事態のために。そういうことでやってほしいということをお願いしております。

また、本町は避難場所とか公共施設、集会所施設など、現在45軒あり、また、町道に伴い、国道から災害避難時場所、掲示された誘導プレート、この誘導プレートなんか、今はちょっと道を走ってみるとすごくわかりやすい掲示板で、何となく、本当に政令都市ではないかというぐらいの立派なものが出来上がっているのには感心しております。

でもまあ、このマップ、ハザードマップも一緒に、住民へのほうに配布し、これが相乗効果となって、皆さんのやっぱりこの安心・安全なまちづくり、これを一つとなってやっていくのが本町の役割じゃないかと思ひます。

そこで、まず、ちょっと避難場所現地の掲示板についての質問ですが、大雨洪水、土石流、がけ崩れ、地滑り、地震、津波の項目による避難場所立地条件での差異は理解できるのですが、掲示板を見ていると、その掲示板によって、一緒のプレートなんですけど、グレーの部分とグリーンで変えた避難場所の違うんですね。それをどういうふうなことで差異があるのかなと思ひてちょっとお聞きしたいと思ひているんですけど、いかがなものでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、掲示板に違いがあるということの御指摘でございますけど、避難所に設置されてる避難掲示板につきましては、まず、指定避難所、いわゆる公共施設、公民館とか町の施設を指定したものが指定避難所ということで、一方、町内会のいわゆる集会所に設置されている掲示板につきましては地区の避難所ということで、地区で、自主防災組織の中でこう運営していただくような避難所という考えのもと、表現を変えさせていただいているということでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

というところ、そのグリーンのところは避難所で、ちょっと高台とか、ちょっと海拔が高いところにありますよね。だから、一般の集会所にあたる場所なんかは、ちょっとグレーのあれで、結局、自主防災機能を主にすることなんです。そういうことで理解してよろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、あのちょっと勘違いしております、ちょっと確認させていただきます。少々、はい。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

じゃあ、ちょっと先にいかせていただきます。この防災に関しましては、高齢者から若年層対象者ですので、緊急性で一番大事なのは、非常事態に対して適切に対応ができるかというのが一番の課題なんです。よね。

昨年も10月初旬に台風25号の接近によって避難準備情報が発令されました。幸いにして人的被害はなく、旧家屋の倒壊ぐらいで済んだ報告をちょっと聞き及んでいますが、しかし、ことしは沖縄、鹿児島は梅雨入りし、関東地方も梅雨入りしているのに、北部九州、西日本、中部地区はいまだ梅雨入りをしていない現状です。本当に、地球規模でちょっとおかしくなっているんじゃないかなというぐらいの感じはあるのですが、予期せぬ未曾有の災害被害の対応における事前対策として、今後、必要不可欠な住民危機管理意識、当然のことじゃないかと思えます。

そこで提案ですが、提案というかちょっとおかしいですけど、集会所というか、町内には町内会長、民生委員及び行政に携わる職員の連携強化を図るということではできませんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありましたように、今、何が起ころうとおかしくないといいますが、異常気象が続いているわけでございまして、長谷川議員がおっしゃるとおりでございまして、やはり、我々としましても、なかなか本町だけでですね、災害という、住民の方を守るというのはなかなか難しいわけでございます。これは、やはり皆さんと連携をとりながらですね、やっていかなきゃなりません。もちろん消防団、それから警察、自衛隊を含めてですね、そういう方々と連携をとるということでやっていかなければ、災害対策本部というのができるわけでございまして、そのなかで、どこでこう避難情報を出すのかということも大変大切で、この前、国のガイドラインも改定されておまして、やはり水害とか土砂災害について、やはり災害避難情報について警戒レベルというのが変わっておりますので、これは5段階に分かれております。こういうことで、警戒レベルの1には気象庁が出すわけでございまして、警戒レベルの3から5は市町村が発令するということになっておりますので、これについてやはり町としましてもですね、

高齢者とか障害のある方、乳幼児などの避難を呼び掛けるということで、早急な対策、発令が必要ではないかと思っていますし、これは警戒レベル3で発令するわけでございますけど、そういういろんなレベルがありますので、やはり、町内会とか、それからやはり消防団とも、それからもちろん職員は出ますけど、そういうことで、やはりそういうそれに即したですね、人員体制というのは町としてやっていかなきゃならないと思っていますし、やはり町民の方ですね、認識も、今なかなか、認識を上げるというのは難しいわけでございますので、やはり防災行政無線とか、そういう町民が理解をしやすいようなですね、文章といいますか、広報も行いながらですね、こういうことで、やはり住民の方と一緒にですね、高齢者とか弱者を守るためにですね、やっていかなきゃならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

はい、わかります。天気予報は本当、その科学技術の進歩で予報は格段に精度が上がっておりますが、ことしからはまた大雨時に、避難情報も、先ほどおっしゃったように、レベル1からレベル5までの、それが国のほうで設定されまして、我が身はどう行動すべきか、自助努力というか、例えはちょっと悪いですけど、最終的には、自分の体は自分で守れと、そういうことに値するのではなかろうかと思いますが、町長もおっしゃったように、高齢者それから障害者、幼児とかいろいろ、臨機応変に対応できない人がたくさんいると思うんですね。

そのなかで、避難場所がまた、場所によって近いかどうかということもあるんですよ、やっぱり。どうしても家が高台にあたりとか平地にあるかで、全然避難所に近いかどうかのあれでも変わってきますし、いろんな意味で状況下は変わってくるんですよ。

だから、今後やっぱりそういうふうに分かることは自分で守る。わかるんですけど、それでもなおかつ、そういう防災の訓練がどこかで、まあそうですね、やれたら本当に理想的なんだけど、難しいとのことですが、これから少しでもそういうハザードマップもできたし、プレートもできてますので、それを利用したあれで、皆さんに危険度を認知していただいて、災害の場合の行動を行政のほうからもバックアップしていただくという形でお願いしたいと思います。

以上。

議 長（淡田 邦夫 君）  
答弁はいいですか。  
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）  
はい。いいですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

先ほどの看板の件でございます。申し訳ありません。私も記憶が定かでありませんでしたので、確認しますということで答弁いたしましたけど、先ほど答弁したとおり、こちらグリーン

のほうですね。こういう形の中の分については、こちら公共施設のサンビレッジになりますけど、こういう形でグリーンで塗らせていただきまして、こちらのほうが古川町内会の集会所という形になりまして、こちらは茶色という形で表示を表示板をさせていただいている、いわゆる、地域で自主開設、自主運営を行っていただく地区の避難所という形で区別をさせていただいているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。その訓練は自主防災組織でしよると言うたばってんが、（町長「しよる。」）いやだからさ、そういうことができんとかと言うよらすけんが。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありましたように、訓練、災害避難訓練というのは大変重要であります。我々も今防災マップといいますけども、ハザードマップをですね、今作成しておりまして、これについてもやはり各町内会長さんをはじめ自主防災組織単位でですね、実施したいと考えておりますので、そのなかでですね、やはり防災訓練について、今後どうするのかというのは、先ほどお話をしましたように、我々としてはいろいろな訓練で全体で実施することは大変重要なことだと思っておりますけど、やはりまず、町の職員について訓練を実施して、どうするのかというのを研究させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

よろしくお願ひします。

では、通告書の2のほうにちょっと進みたいと思います。

質問事項の空き家放置、近隣住宅の被害対策についてです。

高齢化社会に伴って一戸建て家屋放置が引き起こす近隣住宅への被害迷惑は、行政側による対応、対策はどのようにお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、長谷川議員がお話がありましたように、今やはり家族の単一化といいますか、小家族化になりまして、ずっと分かれておりまして、そのなかで、高齢者が住んでおられる方の空き家というのが大変増えておりまして、これに対しまして、やはり近隣住宅に対して、被害が及ぶ可能性があるわけでございます。

空き家に対する社会的な諸問題ということで、平成26年11月に、空き家対策の推進に関する特別措置法というのが制定されておりまして、27年11月に完全施行ということをしておられるわけでございます。

この法律というのが、地域住民の生命、身体、財産を守りということで、生活環境を保全すること、それから空き家を積極的に活用していくことということで、2つの目的が制定されているわけでございます。

このようななかで、国の方針の決定とか、それから法施行に基づきまして、本町では、平成



28年度に、町内全域を対象としまして、空き家の実態調査を実施しております。その調査結果から、町内には約303軒の空き家が存在しているということで、うち、70軒の空き家というのが、今後倒壊等ですね、危険がある空き家ということで、現在把握をしているわけでございます。

この調査結果を踏まえまして、翌29年度には大学の教授さん、それから司法書士、建築士、宅地建物取引関係の専門家と地域住民代表による佐々町の空き家対策協議会というのを設置してございまして、佐々町の空き家等の対策計画というのを策定しているわけでございます。

このなかで、本町における空き家等の対策を、具体的な取組について方針を定めたところでございますが、議員が御質問がありましたように、長年放置された空き家というのが、近隣住民の方に大変の被害が、つきましては、現地をやはり確認して、それから空き家の状態とか立地の状況等を考慮したなかで、やはり、空き家の所有者とか、所有者の御家族とか相続人へなるべく早く後を調べて、やはり空き家の現状というのを持ち主の方にお伝えしながらですね、早急な対策というのを依頼しなければならないという対応を考えているわけでございます。

また、現状のままで近隣や周辺に被害が及ぼす危険性があると判断した場合は、緊急応急的に、必要最小限度の被害防止策というのは町でやらなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

今、先ほどおっしゃったみたいに、もう危険な家屋が70軒、本町にもあるということでしたが、それに準じて、町のほうとしては、危険度が高まった場合は措置をとると、今町長がおっしゃいましたが、その土地のこともありますし、家族、名義の方がいろいろいらっちゃって大変なことはわかりますけど、最終的には国なんかも、相続人が身寄りがなかったり、配偶者なんかがいなかった場合は、もう国の不動産の持ち物になるということをちらっと聞いたんですけど、そういうものはあるんですか、やっぱり。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

多分今お話があっているのは、行政の代執行ということで、自治体が所有者等に代わってですね、危険な家屋についてはやはり解体、撤去という、行った事例が全国には何軒もあるようございまして、そういうものは、やはり町としましては、これからも最終的な対応でございまして、やはり長年持ち家されたというのは、家屋であってもですね、これは個人の資産でありますのでですね、やはり所有者というのが、やはりいらっしゃるわけございまして、やはりそういう方がいらっしゃるときには、やはり自分たちでこのような財産というのは処分はしていただければならないということで考えてございまして、この代執行というのは、するのはやはり最終的な、だれもいないということでですね、身寄りがわからないとか、そういう理由がなければですね、なかなか厳しいのではないかと、町としては考えておるわけございまして。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

町長のお話にもありましたが、国のほうはそういうふうな流れでやっているとと思いますが、本町としても、やっぱり大変、そこの地に住んでらっしゃる近隣の人は本当に迷惑をしてるんですよね。だから、それはやっぱり町のほうの行政として、少しでもその方に利になるように、どうにか対策を組んでいただけるように切望しまして、このことに関しては終わりたいと思います。

以上。

3番目の質問事項にまいります。

公営住宅の駐車場管理についてですが、本町の公営住宅である、ちょっと名前あげていいんですかね。若佐団地敷地内の集会所施設兼公園遊具施設内に、常時一般車両が駐車されているのが、これは町のほうとして許可されているのですか。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御質問のとおり、市瀬第2団地ですね。市瀬第2団地では、慢性的な駐車場が不足しておると。御存じのとおりでございます。現在の集会所前というのを、集会所があるわけでございます。そのオープンスペースということで、一部については十数台程度の駐車ができるスペースというのを今設けているということでお聞きしてまして、やはり今なかなか団地つくったときには、1戸あたり1台の駐車場がよかったわけでございますけど、今は1戸当たり2台も持ってられる方もいらっしゃるわけでございます。そこでなかなか難しい問題が出ておまして、慢性的な駐車場の不足ができてるということで、現状では、集会所の前のオープンスペースということで、十数台程度の駐車スペースができるようにということで設けているということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

町長がおっしゃったように、今公園であるのにそのスペースを認めていると。駐車場が足りないからといって。でも公園でありますし、児童が、子どもさんたちが、幼児が遊ぶときに、やっぱり車があって、万が一、今子どもさんの事故が多いじゃないですか。だから、そういうところを、いつまでもオープンスペースとして、今後活用するというのはいかがなものかと。だから、その今現時点で、若佐ですか、あそこの近くに駐車場スペースをまた広げる計画はないんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

長谷川議員がおっしゃるとおり、今集会所の前というのは公園スペースということで、遊び場、子どもさんたちがですね、遊べるところということで設けていたわけでございますけど、このような駐車場不足ということで、町としましてもやはりこれを、解消改善をしなければ、方策が必要であるということは考えているわけでございます。

これにつきましても、やはり単独ではなかなか、駐車場をつくるというのは厳しいわけでございます。国の社会資本の整備交付金事業というのを活用した公営住宅関係の駐車場の整備工事というのを、町として今計画をしております。そういうことをやりながらですね、今後考えていきたいということで、ことしも一応、市瀬第2団地の駐車場の整備ということでですね、国のほうにも社会資本整備交付金というものを要求していたんですけど、なかなか内示率というのが、交付金の内示率が低くてですね、翌年度以降にまた実施を延ばしていただきたいということで、計画を延伸してやりたいと考えております。やはり町としましても、団地の駐車場の不足というのは、近隣でも、松瀬団地でも駐車場が不足しているということもございまして、やはりこのようなことでありますので、全体的な補助事業を活用しながらですね、駐車場の不足の解消というのをやっていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

はい、わかりました。

それで、ちょっと本町の町営住宅団地は今11か所ですかね、ありまして、駐車場問題は町長もおっしゃるように、どこも抱えている現状だと思います。そのなかで、どうしても家族がやっぱりその台数をお持ちになって、民間のアパートでも、結局駐車場を2台確保するような形でアパートが建っていますよね、意外と駐車場を確保しているんですよね。

そういうことで、公共の、公共っていうか、町営住宅の団地とか、そういうところで駐車スペースがあるにもかかわらず、利用がされてないところもあるわけですね。スペースがあるのに。ちょっと名前を出せば、口石団地ですかね。あそこ、私が見たときには三十何軒かがそのスペース、住居者として、お年寄りの方とか車を持っていらっしゃる方がいるじゃないですか。その方たちの戸数割で台数をちゃんと確保してらっしゃると思うんですけど、そこにちょっと無断駐車とか、そういうことが一時あったんですよね。

それでちょっとお話をして、今ブロックとかコーンですか、あれで押して、契約者以外はとめさせない、契約者以外は駄目ですという形でコーンとか置いてあるんですよね。それがずうっとそのまま放置してあって、今までとめてらっしゃった方はどこにとめてらっしゃるのかなと思うぐらいで。そういうのは、やっぱり路上駐車かなんかなさっているんでしょうね。

だから今、町営住宅の駐車場付近って、1台に対して2,000円ですか、徴収しているのは。それをですね、1台目は2,000円で、御家族で車をもう1台持ってらっしゃる方は、後は1,000円でとめさせるとか、そういう形で空いているスペースを埋めるということはできないんですかね。そういう形ですれば、またちゃんと契約者が増えるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

議員おっしゃるように、駐車場、口石団地につきましては、無断でとめてらっしゃる方をなくしてもらおうということで、駐車場の規制等しております。今までとめてらっしゃった方がどこにとめているかというのは、ちょっと実態はつかんではないんですが、先ほどおっしゃっていた1台2,000円で、2台目以降1,000円という話も、確かに案としてはいいかもしれませんが

けども、1台車をとめることで2,000円という一律の料金をとってますので、2台目以降幾ら減額というのは、ちょっとあわないんじゃないかなと、担当としては思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

やっぱり無理ですかね。ちょっと検討していただきたいなと。空きスペースをそのまま未登録ということか、そういうことでおくのももったいないなあと、1年間、例えば一月1,000円なら1万2,000円とか、30であれば、それだけのお金が発生しますので、できないかなと、ちょっと要望という形でよろしいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありました、1台目は2,000円と、長谷川議員がおっしゃるのは、2台目所有していらっしゃる世帯については、正規駐車料金はないわけですが、現在では2,000円という同じ数字を同じ数でいただいているわけですが、町としてどうするのかというのは、もちろん検討させていただきたいと思っております。

それからもう1つは、先ほど、空きスペースがあって、ずうっとだれもとめられないようになっているということが、ちょっと私もですね、そこら辺がちょっとよくわからないので、よく調査をしてですね、町として内部で協議をしながらですね、協議して、どういうことになっているのかというのは十分調査させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

私のほうからもよろしくお願ひします。

では続いて、最後の項目に入りたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

長谷川議員、ちょっと待ってください。あと2分で12時になりますけれども、この質問が終わるまで延長させていただきます。

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

スピードアップします。

質問事項の4ですけど、本町の中学校不登校者数の実態調査ということでお願ひしたいんですけども。よろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

本町の中学校不登校数の実態調査についてのお尋ねでございますけれど、私ども、町内の各学校の長期欠席児童生徒については、月7日以上欠席について、毎月、学校からの報告をさせております。その実態、事由とか対応について、毎月の校長研修会の中で報告をさせ、情報共有等、対応の協議、指導等も行っているところです。

また、各学期に1回、児童相談所、主任児童委員、住民福祉課等の関係各課と、各学校の校長によって組織される不登校対策委員会を開き、各学校から提出される不登校児童生徒実態調査をもとに、実態の情報共有と連携した対応を行う協議を行っているところです。

不登校の原因は様々ですが、近年、3年間の中学校の不登校者の率は、平成28年度2.77%、全国は3.1%でございました。平成29年度が1.83%、全国が3.13%、平成30年度は2.31%、まだ全国の統計は出ておりません。全国平均を下回る2%台で大体推移をしているという状況でございます。平成25年から27年度にかけての4%前後からすると改善の傾向はうかがえるものの、大きな課題であるというふうにとらえて対応しているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

実際、佐々中にもあるということですね。新聞紙上で言っていたんですが、全国の中学校、不登校者数は11万人に達して、30人中に1人の割合で統計が出ているというのを耳にしたもので、本町の中学校もあるのかなと思って、それをちょっとお聞きしたくて質問してるんですが、それだけじゃなくて、目に見えずに、隠れ不登校というのがあるらしくて、推計では、全国に33万人、5人に1人という数字が出ているんですね。だからやっぱり、どこの地区にもやっぱりあるということであったので、佐々中学校はないのかなと私は本当思っていたんですけど、やっぱりどうしても、やっぱりこの社会的に、やっぱり子どもたちが大変な、我々が育った時期と違いますので、大変だと思いますけど、その不登校があるということはすごく懸念しています。

今後、教育委員会とかでは、どういうふうな対策を結局考えて、その方たちを学校に行かせる。無理矢理にやるのもなかなか難しいですからね、これもまた。どういう形で改善しようと思ってるか、ちょっとお聞きしたいなと思って。対策はそういうふうになさってますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

なかなか、抜本的な対策となると非常に難しいところがあるわけですが、文部科学省のほうから、平成28年9月4日に不登校児童生徒への支援のあり方についてという通知がございまして、これ、考え方は私どもも一緒ですけど、一つは、取り巻く環境によってはどんな児童生徒にも起こり得るということ。言葉が適切かどうかわかりませんが、さっきおっしゃった隠れ不登校というか、不登校傾向にある子を早目に見つけて、早目に対応するということ。

そのために、具体的にはQUテスト、社会性といいますか、集団所属性を見る心理テストを全児童生徒に行っております。それが始まったのは平成27年からでございます。

一定の成果が上がっているのではないかなと類推はしておりますが、いずれにしろ、なかなか1回不登校の状態になると難しいということから、予兆の段階での対応をということで取り組んでいるところです。

それからもう1つ、議員御指摘のように、無理やり登校させるというのは、これはもう、人格の破壊を招くおそれがありますので、現在行っておりません。ただ、不登校の状態にある子どもたちですけれど、ただ登校するということのみを目標とすることなくですね、児童生徒が自ら自立のための、また、進路を主体的に考えて、将来自立するための支援というのをやっていかなければならないなと思っております。

そのために、相談活動、スクールカウンセラーであるとか、心の教室相談員、そしてまた担任、心の相談委員等による家庭訪問による学習指導、それから、学校には行けないけれど、ほかの場所ならという子どもがおるならば、公民館等の活用等を考えているところでございます。

何とかいろんな知恵を出し合いながら、また、いろんなところと連携しながらですね、個々に応じた対応もやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

教育長のほうからも適切な対応策をお聞きしました。願うに、佐々中学校は不登校者数がどんどん減って、みんな明るく登校できるような形を望むということですので、今後、佐々町には不登校者数がないと、それぐらい威張って言えるような町にしてほしいなと思っておりますので、今後、大変でしょうが頑張ってください。

これで私の質疑は終わらせていただきます。

すみません、最後に一言いいですか。

最後に、この佐々町のハザードマップ、立派なのできております。

それで、もしよければ、今度からいろいろ作る時、やっぱりこうやって穴をほがしていただければ、玄関先にちょっと掛けるとか、やっぱりこういうのを積み重ねて、何の価値もなくなっちゃうんですね、やっぱり。非常時のために、玄関先とか、一番目に付くところにつけるためにも、ちょっと穴ぼちが欲しかったなあと要望があります。

まあ今後、何かいろいろあるときに、参考に、たわいもないことですけど、そういうことで、やっぱり住民の方がやっぱりちょっと活用できるんじゃないかなと。いろいろ物を置いてしまわないですか。そうすると、全然、これだけ、これもお金相当掛かっていると思っておりますので、そういうことの心遣いもよろしくお願いします。

以上、終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、4番、長谷川忠議員の一般質問を終わりました。

1時10分まで暫時休憩といたします。

(12時07分 休憩)

(13時08分 再開)

— 日程第6 一般質問（浜野亘議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2番、浜野亘議員の発言を許可します。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

皆さん、こんにちは。2番、浜野亘です。議長の許可をいただきましたので、通告一覧表のとおり、3つの項目についてお尋ねをしたいと思います。

私は、佐々町をもっとよか町にするため、議員として、執行機関の監視の役割を果たさせていただきます。質問と提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、社会資本整備総合交付金、特に都市再生整備事業についてお尋ねをいたします。

この交付金事業は、平成26年度から、地域交流センターの建築、防災行政無線の再整備、でんでんパークの充実などを実施してきました。所属の委員会では事業の進捗報告はありませんでしたので、主務担当は総務課ということになるのでしょうか。

国道沿いの避難情報表示板は、4月に気付きました。それから、冊子は4月末日に町内会を通じ、各家庭へ配布をされました。繰越事業なのに、あわや事故繰越となりかねない状況でありました。なぜ、期限ぎりぎりになってしまったのかお尋ねをいたします。

平成29年度の繰越事業として、避難情報表示板の設置や総合ハザードマップの作成をされましたが、冊子の冒頭に、「この冊子を使って家族や地域で話し合しましょう」となっています。

今後の町の対応と活用策についてお尋ねをします。よろしくお願いをいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

今お尋ねありました都市再生整備事業の所管課というのは企画財政課になるわけですが、お尋ねの避難情報表示板、それから防災マップの作成事業については総務課が主体となりまして、建設課も協力しながらですね、事業に取り組んだということっております。

本事業については、避難所の再編と検討を行いながら、災害の種別ごとに避難所の適正評価というのを行いまして、再編を行って、避難所については、避難所の表示板及び避難所の誘導板を設置しているわけでございます。

今年度から実施します地域防災計画の改定につきましても、本事業の業務の成果というのを活用しながら、そこに組み込みながら考えていかなければならないと考えています。

また、ハザードマップにつきましても、平時のうちから避難場所及び浸水範囲などの周知を行うため、全戸に配布を行っているわけでございます。先ほど、4番議員さんの回答でも申し上げましたが、ハザードマップの配布後、出前講座等の依頼が多くあっているわけでございますので、このハザードマップの配布によりまして、町民が防災に興味を起すきっかけとなりますことと、それから避難所や地域での助け合い、共助を、支え合いということで活動を、やはり町としては高めていかなければならないと考えているわけでございます。

本町では、今年度、防災に関する講演会を開催する予定でありまして、あわせて訓練の実施もですね、先ほどお話いたしましたように、十分検討しながらですね、やっていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2番（浜野 亘 君）

先ほどの4番議員さんの回答よりは、避難訓練は前向きに検討するというようなお話でございましたけども、まずもって、先ほど褒められたんですけど、私はどちらかというと辛口なほうなので御了承いただきたいと思います。

国道、県道、町道にですね、避難施設へ誘導するための標識、表示板が設置されておりますけども、非常にわかりにくい。なぜかといいますと、小さいですね。まず、車を運転しているときに、文字が読めないと思いません。色がですね、緑色と白と黒の文字です。周辺の景色と同化してしまって、ほかの標識からすると非常に目立たない。残念なことです。せっかく作られたんですけども。

避難所のほうはですね、それで説明書きとして見えて大丈夫なんですけど、道路標識の誘導標識についてはちょっと目立たないので、住民の方に、やはりこういうところがありますということのやっぱりお知らせ等をしていかないといけない。そのためには、住民の方の避難訓練等も含めてやるべきではないかというようなことで質問に至ったわけでございます。

避難しなければならないときに、総合ハザードマップを配布しただけでは駄目だと思うんですね。今までの表示板、せっかく設置された表示板が役に立たないというようなことになってはいけないというふうに思いますので、今後、町内会等から要請があつてっていうのは、幾つぐらいあつているんでしょうかね。周知徹底をやっぱり図っていかないといけないと思うんですけど。この総合マップを言われていると思うんですけど。これで、まずですね、平成29年12月に計画されて、1,500万円余りかかっているわけですね、この冊子だけで。表示板は1,700万円ぐらいかかっているわけです。お金を掛けたわりにはちょっと目立たないといえますか。

ちょっとまた辛口になりますけども、この保存版のハザードマップですけども、気付かれないうか。これ長崎県の地図を書かれてるんでしょうけど、西彼杵半島の横に島がたくさんあるんですね。これ長崎県の地図じゃなくて。ここに、平戸市の南側に、対馬、壱岐、五島列島が入ってるんです。これ、誰も気付かれなかったんですかね。先ほど回答で、3課にまたがってるということなんですけども。

まずはそのことについて、町長は作られていないようですので、担当課は企画財政課になるんでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、ハザードマップの表紙の件でございますけど、そちらにつきましては、私のほうも確認は再度させていただきまして、何度か校正をさせていただきましたけど、申し訳ございません、おっしゃるとおり、その部分が合ったかなと思っております。申し訳ございませんでした。

それと、避難誘導の掲示板の件でございます。こちら、グリーン、黒等の色使いでということ御指摘がございましたけど、一応、国のほうが決めました、国のというか、全体的に定められています防災標識ガイドマップという部分がちょっとございまして、そのガイドマップに従って業者のほうで作成したという、そういう色使いになったということで御理解いただきたいと思います。

また、誘導板の表示がちょっと見にくいという御指摘でございますけど、こちらにつきまし



でも、先ほど言いましたガイドブックの中には大きさについての指摘は書いてございませんけど、基本的に900掛け700の大きさを作らせていただいております。こちらは、うちのほうの仕様書の中で、そういうような表示の中で業者さんが作られたという形になっておまして、その大きさにつきましても、ほかの自治体の仕様書等を参考にそういう大きさに決めたという経緯がございます。

確かに、言われるとおり、誘導表示板につきましても、幾つかの施設を、確かに箇所によっては幾つかの施設と一緒に表示させていただいているというところがございますので、表示が若干ちいちゃくなって見にくいという部分があるのかもしれませんが、標識を立てる場所というのがどうしても公道等になりますので、その辺の規制等もございまして、このような大きさを作成させていただいたという経過がございますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、浜野議員がおっしゃったように、表示板というのが何か、見にくいところもたくさん場所があると私も承知しておりますし、見ましたけどなかなか、お年寄りにですね、なかなか、上のほうを見なきゃならないし、やはり交通のルール上、そういうことになったのかもわかりません。

しかしながら、町としましては、やはり防災マップを作った以上ですね、やはり住民の皆さん方にやはり周知をしなければならぬということがまず第一でございますので、これによつてですね、町内会の皆さん方とか住民の皆さん方にですね、あらゆる機会を通じてですね、災害についての防災マップについて、ご説明なりをやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長、あれもなかったですかね。町内会の要請って、何町内会かちゅう話。町内会。総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、自主防災組織からの講習会の要請ということでございますが、4月から確か2件ほど既に講習を行っておりますし、まだ既に要望が来ているところも、確か私の記憶では1件ほどあったと記憶しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

先ほど、総務課長が、900掛け700って言ってもイメージが多分わからないんで、ミリ単位でおっしゃったんですよ。だから、90センチ掛ける70センチということになるかと思えます。その中に絵文字から文字が入っていて、文字がものすごくちっちゃい。だから、もう立てた以上はですよ、避難所がどこにあるという方向で住民の方に徹底をするべきだというふうに思いますので、よろしくお願したいと思えます。

先ほど、3課にまたがって、決裁のときに誰も気付かなかった。その前にですよ、作成に当

たつては、町内会長さんとかに見せられたんですかね。役場は、いつもされるのは、完成してからこういうふうになりましたって言われるので、私が辛口でいつも言っていて、手前で見せていただければ誰か気付くんじゃないかというふうに感じましたけど。町内会長さんとかに見せられたんでしょうか、完成する前。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、先ほど繰越しの御質問がちょっとございましたので、それと関連しまして、工期的な部分ということで御説明させていただきたいと思います。

避難情報防災マップ事業につきましては、30年2月21日に契約を締結しまして、繰越事業として30年度に実施したわけでございます。当初、その予定では、12月に完成を予定しておりました。

完成が遅れましたのは、県にて、佐々川のですね、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を作成されております。その業務を終わられて、それもハザードマップに掲載する必要があったということで、当初、県のほうも、その事業自体は9月にその情報の提供があるということでお聞きしておきまして、うちのほうは12月、3か月あれば冊子と情報板のほうの工事が終わるだろうということで12月を予定していたわけですが、その後、県のほうで資料提供をお願いしましたところ、解析範囲を拡大するというので話がありまして、実際、もう提供されたのが1月末に提供されたということで、このような形で、最終的に、その提供がなければ、最終的なハザードマップの中で8ページになりますけど、避難所のリストの中で、大雨、洪水、土砂災害、地震の揺れ、津波ということで、種別ごとの避難所の適正という判定をしておりますけど、その判定ができなかった。

その判定ができないと、避難所のほうに掲げる誘導板のほうの表示もできないし、かつ、この冊子もできなかったという状況でございまして、おっしゃるとおり、確かにいったんこの情報をいったん町内会長のほうに入れて、御意見をいただいたなかで完成すればよかったという反省はございますが、何分、時間的な余裕がなかったということで御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

今、8ページの話がありまして、昭和42年7月9日に佐々では水害があったわけですが、このなかです、洪水のときに避難できないのが、前と同じなんです。要するに、佐々小学校、佐々中学校、佐々町公民館、町民体育館、地域交流センター、文化会館、総合福祉センターと、解決しない。昔、水害で浸かった場所がそのままの状態ですので、避難場所としてですね、駄目だというふうな判定になっているので、何か方策を考えていかないといけないということを指摘をしておきます。

それから、自主防災組織での避難訓練の取組なんですけども、ぱっと言葉で投げかけられても、どうやっていいのかというのはわからないわけです。だから、取組が非常に難しい。

今、佐々町の社会福祉協議会は、大体毎年のように災害時のボランティア研修会とかを開催されております。広島県で、昨年豪雨災害がありましたです、11か月前なんですけども。

ことしの6月7日にですね、警戒レベル4というのが発せられたんです、その広島県で。

避難勧告を出されましたけども、約46万人に避難勧告出されて、避難したのはわずか775人だったそうです。災害があったところでそういう状態で、個人の判断でまだ大丈夫というようなことになっているのを物語っていると思うんですよ。佐々の場合は昭和42年ですから相当昔で、もう忘れ去られている状況なので、やはり実際に避難訓練をやってみて、行政が、どういう問題があるのかとか、課題があるのか、解決方法とか、そういうのを1回はすべきじゃないんですか。先ほど4番議員が言われましたけども、何かははっきりとして、するって言われたいので。

例えば提案ですけども、1つの分団、どっかの分団、そして関係する町内会の方に協力をいただいて、役場と、役場の関係各課と、それから社会福祉協議会と、そういう連携というのを1回やってみるべきだというふうに思うんですよ。まずは職員から研修されるのはいいんですけども、やはり実際行動して課題がたくさん見つかるってあるじゃないですか、玄海原発の避難訓練したところ、島の方は海上を通らないと避難地域、要するに放射能が漏れるところを通っていかないといけないとか。だから、道路を整備をしないといけない、船をいろいろ調達しないといけないとか、そういう課題がですよ、実際にやってみて出てくる問題、結構あると思うんですよ。だから、前向きに回答されましたけども、今年度中か、やるっていうふうに日にちを決められれば、皆さん、それに向かって動くんじゃないか。検討しますと言われたら、ずっと検討すれば、いつやられるかわかりませんので、やはり、やってみようという意思がないと進まないのかなというふうに感じました。

町長の答弁をお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私はやらないという意味じゃないんですけど、やはり先ほど浜野議員もおっしゃったようにやっぱり関係機関との協力といいますか、そういういろんな協力体制をとらなければならないわけですね。やはりいろんなそういう、やはり関係機関との整合性といいますか、そういうこともやっていかなきゃならないわけですので、そこでやっていきたいと考えています。

これは浜野議員も御存じのとおり、国のガイドラインが今度示されましたよね、避難の情報とか何かの。町で出すようになっていきますので、そういうガイドラインとか何かもありますのでですね、やはり住民の方に、やはりそういうことも周知はしたいと思っていますし、それをするためには、先ほどおっしゃったように、訓練というのは大変有効な手段だと私も思っています。

そういうことで、やはり関係課と、それから各関係部署とですね、機関との協議をしてですね、私としては避難訓練というのをやはり実施するようにですね、考えていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

研究は大事だと思います。でも、いつまでも研究されないで、まず行動してみないといけないというのを言っているわけですよ。総務課長が「する」と言えば、皆さん、多分ついていけるんじゃないかと思っておりますので、町長が命令して、総務課長に「しなさい」というふうに言われればいいのかと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、2つの項目について質問をしております、関連がございます。まず、なぜこういう

質問に至ったかというところからお話をさせていただきたいと思います。

4月5日開催されました、アンケートの報告会です。地域福祉計画と子ども子育て支援計画のアンケートの報告会で、不思議な発言がありまして、疑問に思いましたので質問をさせていただきます。

報告会では、多分、60人から70人ほどの参加であったと思います。関係団体の方の出席が多かったようですが、私のほかにも議員が出席をされておりました。それが、議員には、報告会の開催2日前に、4月3日にファックスで案内がありました。議員の出席は予定されていなかったのでしょうか。急きよ、議長の指示で案内をされたとお聞きしました。

それで、地域福祉計画のアンケートは、配布前に、議員に対してですよ、アンケートへの回答依頼があっておりました。そして、私も関心がありましたので、回答もしました。それで、出席をしたところですよ。

報告会のまとめの段階で、佐々町は全国表彰を受けた先進事例があり、介護予防事業と佐々川を活用したテーマで計画書を策定すれば、全国的にほかにはない計画書になるというようなことを言われましたので、第7次総合計画と第1期地域福祉計画に不安を感じたところですよ。

佐々川フォーラムの発表者の方々がアンケート報告会に参加されていたようで、それで、資料の要求をさせていただいた次第ですよ。提出していただいて、たくさんの資料ですけども、誠にありがとうございました。

では、項目ですけども、先導的官民連携のための地域プラットフォーム形成事業について御尋ねをします。

平成30年9月に一般質問しました地域プラットフォーム事業について、国交省から打診があったが、そのときの回答は、具体的な説明ができるような内容ではありません。事業に取り組みましたら御報告をさせていただくというような回答でありました。これは町長の回答ですよ。その後、どのような状況かお尋ねをします。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、前にも御質問があったと思っております。国交省の地域プラットフォームの形成支援事業ということで御報告をさせていただきましたけど、さきの3月議会においても、永安議員が、御質問がお答えしましたように、国交省の派遣コンサルの支援を受けながら、官民連携ということで、佐々川の問題が出てきたわけでございますけど、可能性を探るということで、民間業者から、やはり収益事業の組立てによる課題というのがなかなか厳しいものがあるということで、佐々川は大変全体的に見れば、佐々町でも一番の川でありますし、やはり魅力的な場所ではあるということでございますけど、そういう意見はいただいているんですけど、今後対応ということで、官民連携というのは具体的な検討になると思うんですけど、現段階では、先ほど申しましたように、なかなか進展していないということでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、先ほど、進展があればということで、いろんなことで皆さん方にお知らせをしながら、今後どのようにするかというのをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

## 2 番（浜野 亘 君）

私が議員になったときにですね、1,300万円の補助事業が採択されずに、同様の内容で、国直轄の事業を500万円で進めるということで、前のとき質問もしたんですけども。その後、佐々川流域再生会議というのが設置されているんですね。そうそうたるメンバーで、委員の方がいらっしゃるんですけども、その進めているさなかにですよ、国の事業が2年で中止になるというのは、通常では考えられないと思うんですけども、何か問題があったのでしょうか。分析されてるのでしょうか。

## 議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

## 住民福祉課長（今道 晋次 君）

今のお話ですけれども、少し、1,300万円のところからの御説明をさせていただきますと、御質問のタイトルのところにもありますように、先導的官民連携事業として、1,300万円の100%補助、定額補助を国交省に手をあげたところでございます。

結果としては、採択はされず、ただ、今回の佐々川という資源を活用したなかでの官民連携事業につきましては、国のほうの今後の官民連携事業の推進へ向けて非常にいい取組だということで、国土交通省からコンサルさんを派遣するという事業、いわゆる佐々町が発注するとかということではないですけども、国が該当する市町へコンサルを派遣するということで、国の財源等を確認したところ、今、先ほど御質問の中でありました500万円程度という話を聞いたところでございます。基本的には3か年で事業を進めるというお話を、国土交通省からもお話をお聞きしたところでした。

平成29年度、1年目ということで事業を進めてまいりまして、今お話がありましたように、佐々川流域再生会議というのを立ち上げをさせていただき、地元の佐々川に関係する住民の方々をはじめとして、協議を重ねてまいりました。

30年度も同じように国の支援をいただき進めてまいりました。ただ、国が派遣するコンサルタントとの協議の中で、30年度において、佐々川流域再生会議を開催するに至らなかったというのは非常に残念な思いであります。

ただし、国土交通省とも話をしながら、今後の進め方という部分も含めて、まず官民連携事業というその事業のあり方について、今回の取組の評価を民間事業者の方にしてもらってはどうかというようなことから、結果として、事業の具体的な構想がないなかで、佐々町の佐々川という部分の資源を活用したなかでの民間事業者が関わっていただける余地があるのかということで、国土交通省主催で8社、今ちょっと手元に持ち合わせておりませんが、8社の民間事業者の方が御参加になられ、お話を聞かせていただきました。

そこで、先ほど町長が答弁されたように、非常に佐々川というのは魅力的な場所であると。ただし、その収益事業の組立てに課題が残るとおっしゃったのは、もともと国土交通省が支援したのは、佐々川の自然環境保全を官民連携でやるのが全国の先導的な取組になる。いわゆる佐々川という県管理の2級河川を、地元の自治体と民間と一緒にやるということに意義があるんだというのが、国土交通省の御意見でございまして、そういったところでこれまで2年間進めてまいってきたわけですけども、3年目に移行するなかで、国土交通省から、どうなさいますかというお話はされましたけども、2年目に国土交通省から派遣をいただいたコンサルさんとのお話が上手く進まず、佐々川流域再生会議を開催できなかったこと、また、しからばといいますか、また佐々川流域再生会議が開催できないのであれば、佐々川フォーラムを開催できないかということでの相談もさせていただきましたけども、結果として、私どもの力不足で、コンサルさんとの協議の中では民間事業者の可能性調査というところにとどまってしまっ

たという経緯がございました。そういったことから、引き続き3年目に入ることができなかった。

ただ、先ほど町長も申し上げましたように、今後の対応につきましては、官民連携事業という形で、どのような形でできるかはわかりませんが、一通り、様々な専門家の方にお入りいただいてアドバイスをいただいておりますので、ここから先につきましては、これまでは非常に不透明な形のなかでの検討だったと思いますけども、ここから先の話は、少し御相談をさせていただきながら進めていけるのではないかとということで考えておまして、先ほどの町長の答弁も、そのようなことだったのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

佐々川の活用についてですね、検討されることは非常にいいことだと私は思いますけども、次の項目で指摘しますけども、地域福祉計画の中で何でせんといかんのかというようなことを今から質問させていただきたいと思います。

佐々町の地域福祉計画及び総合計画の策定方針についてお尋ねをします。

先ほど説明しました、4月5日に開催された地域福祉計画、子ども子育て支援計画のアンケート報告会では、委員長から、全国的にも画期的な地域福祉計画書を策定するので、第7次とは言われなかったんですけども、佐々町総合計画は策定しなくてもよいような発言がありました。要するに、そちらのほうで政策的なことまで話し合うというようなことだと思いました。

総合計画書の策定にはですね、約2,000万円を予定されて、予算を給付されておりますが、経費節減の方向でいかれるのか、総合計画の策定についての考えを御尋ねをしたいと思います。

報告会には副町長が出席されておりましたので、まず、委員長予定のY教授から、私の質問通告書の内容の発言があったかの確認を、副町長から回答していただき、その後、策定の考え方について、町長からお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただ今2番議員さんが言われましたとおり、4月5日の日に、佐々町福祉計画、第2期子ども・子育て支援事業計画のアンケート報告会ということでありました。18時半から文化会館中ホールでありましたけれども、そのなかで、今、2番議員さんのほうがですね、総合計画と地域福祉活動計画の間が地域福祉計画じゃないかというふうな御質問をされまして、今言われましたY委員さんですかね、そういう発言がされたのではないかとというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありました総合計画の策定につきましては、平成23年度の地方自治法の改正により、基本計画、基本構想の策定を義務付けた法律規定はなくなっておりますが、本町がやるべき

ですね、姿とか目指す方向性というのは、やはりこれは中長期的な観点からですね、地域総合計画というのは大変重要な位置を占めていますので、やはりその方向性を町民の皆さん方にお示しするというは大変必要であるのではないかと考えている次第でございます。

令和2年度をもって、現在の第6次、御存じのとおりですね、総合計画というのが満了するというのでございますので、それに伴いまして、やはり長期の人口ビジョンとか次期総合戦略の一体となったですね、第7次の佐々町総合計画というのは、今年度、来年度、先ほど言われましたように、2,000万円の予算で策定したいということで本年度の予算を上げているわけでございます。

現在、計画の策定支援事業の発注に向けて、町としては募集要項とか仕様書等を作成しているところでございますけど、本町の地域福祉計画や地域防災計画などと整合性を高めながらですね、全体的な、一番上位に来る総合戦略といいますか、県の総合計画とやはり整合する必要がありますので、町としては、この総合計画というのは中長期的な方向性を示すものだとし必要だと思っておりますので、そういうことでやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

要は策定をするということですよ、総合計画については。私も、当然作らないといけないというふうには思っておりましたが、そういう、委員長予定の方がおっしゃるものですから、行政がもうちょっと指導しないといけないというふうに感じたところです。

私の誤解かもしれませんが、心配性なものですから、今回の質問に至ったわけです。計画書を策定途中の今なら、まだ間に合うと思ひまして質問します。

平成30年3月の定例会での課長答弁は、今、町長がおっしゃったとおりで、佐々町の健康増進計画とか食育計画とか地域防災計画とか、いろんな整合性があるので、そこでの調整をしながら地域福祉計画を策定する。上位には総合計画があって、その中の福祉部門については地域福祉計画。地域福祉計画にあつては、ほかのいろんな計画との整合性をとっていくというような認識であったわけですが、要するに4月5日の委員長になる方、予定の方がそういうふうに言われるということは、間違った方向に進むのではないかとということで、心配して言っているところです。

これは、先ほど住民福祉課長から答弁がありましたようにですね、私は、昨年7月に人事異動があつてですね、住民福祉課長の辞令とともにですね、生涯活躍のまち推進業務の併任辞令を出されているんですよ。直接的には関係ないのが、併任辞令と出されたことで責任を感じて、地域福祉計画の中で議論しようというようなことになったのではないかと心配しているところです。佐々川の活用策についてはですね、やっていただくのはいいんですけども、総合計画でやるべきことだと私は思います。

ますます資料をいただいて疑問に思うのが、特定業者にお願いすることになったっていうのは、その併任辞令の弊害ではないかということをもっとお聞きしておきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。町長、いいですか。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

いや、いいです、そしたら。時間がないので、もういいです。先に進みます。

事前にいただいた資料によりますと、業者の選定委員長は副町長です。プロポーザルの実施要綱には、最も適切な創造力、技術力、経験及び実績を持つ事業者を選定するというふうに書いてあります。業者を選定する上で、選定委員は身内ばかりです。要するに、職員ばかりです。策定実績は関係ないような配点の方法です。配点については執行が考えることですが、私が見たところ、非常に低い点数。5点とかしかないんです。

そもそも県内の全市が策定している地域福祉計画です。8町のうち2町が策定しているなかで、また全国的に見ても、市町、全自治体のアンケートをとりまして、平成29年4月1日現在です、75%が地域福祉計画を策定されているわけです。各市町での実績がある業者を指名せずに、随意契約のプロポーザル方式、これもですね、10月31日にインターネットで公募して、それも11月12日までが提出期限となっているわけですよ。その募集した理由をお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今の御質問であれば、募集期間が11月1日から11月12日の12日間となっていることが短かったということかもしれませんが、これは、町のほうに多くの業者の方が営業においてになります。そういったところでお話をしたところ、各自治体が計画づくりをされるなかで、それを業務として、プロポーザルであれば応募しようとする、そういった際に、どこの町、また市なり自治体がプロポーザルをかけたという情報が入ってくるようになっていくというふうにお伺いしております。

そういったこともあり、10月31日付けで公示をさせていただいて、今御質問にあったような11月1日から12日までの12日間という日程で公募をかけたというところがございます。したがって、一応、地域福祉計画に限った話ではないのかもしれませんが、こういった期間を設定することで、応募者は参加できるという判断をさせていただいたところがございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

そういうふうな回答にしかならないでしょうけど。

まずですね、佐々川フォーラムから今回の地域福祉計画の委員会までの関係する方々の名前を申し上げます。

平成29年3月に、佐々町における移住定住のすすめと題し佐々川フォーラムでですね、Y教授、パネルディスカッションのコーディネーターのM代表、今回、地域福祉計画を策定された代表ですね。策定される。これは、鶴見川の流域活動というふうにして、K教授などがされました。

翌年、30年の3月に第2回の佐々川フォーラムがあって、研究発表のコメンテーターとしてK教授、先ほど言いましたK教授。これは鶴見川流域ネットワークの代表理事。それから、先ほど言いましたY教授とN教授、この方は同じ大学の教授です。コーディネーターとして、M代表などがされております。

また、佐々川流域再生会議の委員名ですが、先ほど言いましたY教授、それからアドバイザーにK教授、それからM代表となっております。



そしてですね、今回の地域福祉計画策定委員会の委員長としてY教授、オブザーバーとして鶴見川ネットワーク理事のYY氏、保健学研究室、これはY教授と同じ大学のN教授です。

何を言いたいかと申しますと、佐々川の活用策やボランティアの専門家として、委員に、発表者とかになられた方が、今回の策定委員会に参画されているわけですよ。何か不思議でなりません。

アンケートの報告会での出来事が、先ほど申しましたように、介護予防事業を中心に作成と、佐々川をテーマにして取り組みたいというふうにY委員長予定者から言われました。そしたら、ほかの、お仲間の方だと思います、町外の方から、教授の意見に賛成という言葉が発せられました。議事進行の意味で言われたのでしょうか。それからですね、佐々川の話になったわけです。町内の方がお話をされました。何か違った方向に誘導されるように思えました。

悪いですけど、報告会での会社側の意見を聞いておりますと、佐々町はアンケートの回収率が高いですねって。佐々町は、福祉に関することについてはですよ、社会福祉協議会が一生懸命されてきたじゃないですか、県下一つというような状況のなか。そういう状況も知らずに、佐々町は全国的にアンケートの回収率が高いですねとかと、そんな話を聞きに来たわけじゃない。介護予防事業での佐々町の事例や、佐々川の活用などで研究を発表するため、業者の方が佐々町のことを勉強しているかのように感じたんです。なぜかと言いますと、アンケートの報告会では、住民の方からの意見や要望を期待しとったにもかかわらず、4月5日には記載されてなかったんですよ、少なくして。総務厚生委員会の報告のときには、それが書いてありましたけども。何か、間に合っていなかったんじゃないかと。で、分析もされていなかったということです。だから、おかしいと思って質問しているわけです。

私の疑問も解いていただきたいと思いますので、平成30年9月補正予算で700万円を予定され、地域福祉計画と一緒にプロポーザルでの公募をされ、コンサルタント会社をお願いをされているようですが、約488万円で契約している子ども・子育て支援計画書は、第1期計画での策定、第1期はこれです。「さざっ子」育成プロジェクト、子ども・子育て支援事業計画」この作成に係る費用は幾らだったのか。

それから、私が資料要求しておりまして回答が伏せられていた点につきまして、MK総合研究所のほかに2業者応募されていますが、業者名を教えてくださいと思います。

2点、お願いします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（今道 晋次 君）**

すみません。最後のほうに御質問になった、まず前回の1期目の子育て支援に係る計画書の最終的な決算額ですけども、申し訳ございません。今、手元にございませんで、後もって御報告をさせていただければというふうに思います。

それから、プロポーザルに参加しております業者名ですけども、これにつきましてはホームページ等でも報告をさせていただいておりますけれども、事業者名を現時点ではちょっと控えさせていただいております。すみません、ちょっと今、私がここで、私の判断で公表していかどうかわかりませんで、申し訳ございません。

それから、前段で御質問がありました、以前からの佐々川との取組の関係と今回の福祉計画のことですけども、まず、冒頭に議員のほうから御質問がありましたように、選定委員会の中での選考結果として、今回、MK総合研究所というところへの委託が、本町にとっての計画策定へ有意義であるという判断をさせていただいたということがまず1点でございます。

それから、そのMK総合研究所さんが、これまでF F Gビジネスコンサルティングにも所属

をされておりましたので、そこで佐々町との関わりがあった。そういったことで、プロポーザルのときに御提案をなされた、そのメンバーが流域再生会議と同じようなメンバーになっているというところでございます。

特に、議員さんが感じてらっしゃる、いわゆるその地域福祉計画の中で佐々川のことを進めていくというお話ですけれども、そういったことは全くございませんので、あくまでも福祉計画の策定へ向けての作業を進めていくということでございます。

特に、4月5日の報告会の中で、1枚の資料を皆さん方に配布をさせていただいております。第1期佐々町地域福祉計画と第2期子ども・子育て計画策定のキックオフに向けてということで、1枚のペーパー、何のために作るのか、そういった目的とか、いわゆる地域福祉とは、地域福祉計画とはということが書かれた資料で、その他いろいろアンケートの調査の実施であるとかヒアリングの調査の実施であるとか、今回の取組で今回の計画がどこを目指していくのか、そういったところが1枚のペーパーに収まっております。

今、議員が、すみません、お感じになっていらっしゃるような、佐々川の生涯活躍のまちからの流れというのはつながっていく部分は、当然、地域づくりという意味ではあるかとは思いますが、佐々川の計画をこの地域福祉計画で作るというものではないということだけは御説明をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

金額については、業者名と、教えてください。議員からの資料要求に対しては、やっぱり回答せんといかんじゃないですかね。そこがちょっと問題になるかもしれない。何もなければいいですけども。

それから、ちょっと話を進めないで、今の時間でも足りなくなっておりますので。

まず、地域福祉計画策定委員会、アンケートの報告会で、委員長予定者と県外からのオブザーバーの方の委員報酬や旅費等についてどのようにされたのか。業者が払ったのかどうか。

それと、委員会、今後、先週もあったようですけども、委員会開催時には報酬とは別に旅費を出されるのかどうか、簡単に回答をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今の御質問ですけれども、御手元の資料にもあられるかと思っておりますけれども、今回の計画策定にあたりまして、地域福祉計画を本町が初めて策定をするというふうなこともございました。地域住民の皆さん方の多くの意見を聞かないといけないというふうなこともありまして、プロポーザルの仕様書の中に、計画策定委員会の座長を受託者において選任し、会議進行を行うものとする。当該座長の出席に係る旅費及び報酬については受託者において行うものとする。ということで、仕様書のほうに明記をさせていただき進めておりますので、そのような対応をさせていただいているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

委員会開催時は、一緒ですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、今、御説明したとおりでございます。委員会開催時も含めてということで対応をさせていただいているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

業者の方にたくさん支払って、それから払えというようなことしか何か思えないようになっています。通常とは考えられないような委員の選定ではないかというふうに思うわけです。

先ほども、町長の報告で、単独事業の予算の組み方について、それを繰越してしまうというようなことでちょっと質問しましたけども、この査定についても、やはり疑問が残ります。金額が大きい。で、回答しない、幾らだったのかとか。

たくさんの方の委員の方がですね、今回集まっていたいただいているわけですね。委員としての意見や住民アンケート調査が無意味になってしまうような気がして、心配して言っているわけです。なぜ、その話の内容が難しい大学教授に、福祉の専門でないオブザーバーの方をお願いするに至ったのか、不思議でなりません。回答ありますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

住民福祉課長。時間があと余りありませんので、簡単明瞭に。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

確かに、大学の先生方は非常に話が難しいというところもあるのかもしれませんが、結果として、コンサルさん、受注したコンサルさんが委員さんを選任されたというふうな、委員長を連れてこられたというふうなことではございますけれども、介護の取組で全国の厚生労働大臣の最優秀賞を受けたというふうなこともあり、先ほど議員からもお話がありました、福祉では非常に先進的な取組をしてきたというところがありますので、いわゆるそこから先を進めていくとしたときに、やはり学者であり、研究者であり、そういった知見のあられる方の御意見を参考にしたいというふうなことでの組立てというふうに御理解をいただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

浜野議員。あと2分ちょっとですので、お願いします。

2 番（浜野 亘 君）

専門家だってわかるんですけど、長崎には国際大学があるわけですね、福祉の専門の学校が。なぜそこからお願いせずに、前言ったような、佐々川フォーラムに関係する方が委員に入ること自体を指摘しているわけです。その方がですね、頼んだ以上は、業者さんがその方をお願い

した以上は、もう仕方ないですよ。今後はどうするかということは、コンサルタントの業者がですね、きちっとまとめていただくことを期待せざるを得ない。そうするためには、行政のほう为抓手りしないといけない。厳格な指導を期待したいというふうに思います。佐々川については、悪いですけど、地域福祉計画ではなく、佐々町の総合計画のほうでお願いをしたいと。

一つだけ、提案をさせていただきたいと思います。

皿山公園も、ほたるの里が、水がかれたままで、もう20年近くなりますかね。住民の方からも言われますけども、再生は考えられていないようですので、例えばですよ、佐々川の主流になりますけども、登り窯の横に整備をされました公園をちょっときれいにしましたですよ、登り窯、皿山の。整備をされた先端部分がですね、真竹谷からと、それから大茂からのちょうど合流地点になっている。そこに、生活排水が少ないのでカワニナが育つというふうに思いますので、そこを再整備したらどうかということをご提案して終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2番、浜野亘議員の一般質問を終わります。

2時15分まで、暫時休憩といたします。

（14時08分 休憩）

（14時15分 再開）

#### — 日程第6 一般質問（永田勝美議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、3番、永田勝美議員の発言を許可します。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

それでは、日本共産党を代表して、3番、永田勝美が質問いたします。質問通告書に基づいて質問させていただきます。

最初に、町内交通の整備について質問いたします。

この間、今回で3度目になるかと思いますが、議会の答弁の中で、町長は、町内交通の整備については地域福祉計画の中で検討していくと答弁されました。

そこで、最初の質問ですが、地域福祉計画の中で、町内交通についてはどのような位置付けをされておりますか。地域福祉計画は、その上に総合計画があるという、先ほどの議論がありましたけれども、医療、介護、福祉などの上位計画とされておりますけれども、地域交通は住民の安全安心の保障やあるいは産業政策などとの関連もある、極めて重要な課題です。地域福祉計画というだけでなく、緊急度も高い課題となっていますが、その点いかがでしょうか。

町長として、この課題を推進していく思いといいますか、お考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、御質問であります、地域福祉計画に盛り込む町内交通の位置付けということでございますが、現時点ではまだ具体的にお示しできないということで、段階まで作業が進んでいないということでございますけど。

この作業を進めるなかで、町内交通の位置付けということは大変重要なことございまして、計画書として考えますと、やはり健康長寿への取組とか、外出機会の場を増やす取組とか、それから、ふれあいや交流機会を増やす取組とか、買物や通院などに行きやすい取組などに、健康で長生きで安心して暮らせる環境づくりという計画上の位置付けになるのではないかと、私は思っていますし、また具体的な検討に入るということで、どういう交通システムとかどういうサービスができるのかというのは今後考えなければならぬと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

おっしゃるとおりですね、健康で長生きする、健康長寿という側面も確かにあるわけですが、関連するこの間の議論を踏まえて考えますと、例えば子どもさんのね、通学あるいは登下校時の安全確保の問題であるとか、あるいは町内のいわゆる賑わいの確保と申しますか、産業政策との関係では商店街の活性化だとか、そういった問題とも十分に関連をする課題であるというふうに思いますので、そういう意味で、非常に総合性の高い課題だというふうに思います。

今回、地域福祉計画づくりに向けて行われた住民アンケートの結果をですね、私も読ませていただきました。まだ詳しく読んでいないわけじゃないんですが、大変膨大にまとめてありますけれども、インターネットでダウンロードしてもですね、相当量ありましたけども。

自由記載欄をですね、全部読ませていただいたんですが、特に、町内交通の充実を求める声が高くて高いのではないかと。とりわけ町内循環バスの実現を求める意見というのは、圧倒的に非常に高いのではないかと申します。というふうに感じました。

例えば、千本地区など高台の地域の方からはですね、大変不便だと。地域的な特性もあるわけですが、大変不便だということで、アクセスの困難ということなども述べられておりますし、免許返納の促進などについてもですね、有用だというような御意見もありました。

そういう点でですね、具体化をこの間求めてきたわけですが、その進捗状況と申しますか、地域福祉計画がまとまるのと、それからということでは、大変遅きに失するのではないかと。

非常に緊急度の高い課題ではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。長期の検討課題とするのではなくですね、今すぐ手をつけるべき課題ではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃる、大変重要な課題と受け取っております。やはりバスとかいろんな交通手段というのは、先ほどお話がありましたように、子どもさんの安全を守るためにもですね、バスを利用するというのは大変有効な手段であるし、それから、今、商工会でも、この

前森山会長がお話しされましたように、免許の返納ですか、高齢者の免許返納した場合の交通手段というのはどうするのかというのも、やはり総合的に考えてやっていかなきゃならないということでございまして、いろいろな、町民の方が移動する手段というのはですね、方法がたくさんあります。そういうことで、町としてはどうするのかと考えていかなければなりません。

先ほど、仮称ではございますけど、町内循環バスのお話が今、永田議員さんのほうからお話が出ました。計画づくりの段階ということで、これはまだ何も決まったわけじゃないわけですが、住民アンケートにおいて現在行っておりますなかで、タクシー券の利用に対しては大変助かっているという御意見は多くいただいておりますが、一方で、外出を希望していらっしゃる方の機会に対しまして、機会が少ないということでのアンケートの結果も、御意見もあるわけでございます。

こうした意見に対しまして、やはり外出機会の維持とかですね、やはり増加は、やはり福祉の観点からもですね、健康の面からもですね、大変重要なことであるのではないかと私どもも考えておりまして、コミュニティバスとかの補助とかですね、それから運行ですね、バスの運行とか、バスの運行に対する補助とか、そういういろんな要望というのも中に出ているということも我々もわかっているわけでございます。

また、町内循環バス導入に向けてのやはり現状と課題がいろいろあるわけでございますね。特に運営主体をどうするのか、いわゆる運行地域とか、バスが入れるところもあるわけ、入れないところもあるわけですね、小さなバスでも入れないところもありますし、なかなか厳しいところもありますし、それから、運賃とか運行時間帯をどうするのかとか、いろいろなこう整理しなければならない問題がありますが、やはりこうしたことを整理しながらですね、運営に係るコストというのやはり町としてはですね、考えなければならないわけでございますが、そういう事業化に向けた具体的な研究というのが、今後やはり必要になってくるということで、すぐってというのはなかなか厳しいわけでございますけど、町としてはなるべく早くですね、そういう研究というのをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

今、町長からおっしゃられたように、有用性についてはですね、ほとんど論を待たないというか、合意のできる内容であろうというふうに思いますが、検討すべき課題は非常にたくさんあるわけですね。

私も考えてみましたが、その運営主体の問題、コースの設定、料金の改定、設定あるいは地域要望の詳細な聞き取りもやんなきゃいけないだろうし、実証実験も必要でしょうということで、それらを具体化していくには、かなりの時間と計画が、詳細な計画が必要になってくるというふうに思います。

実際にそれがですね、例えば、今、いわゆる高齢化社会ピークを迎える2025年というようなところを目指してというふうになっても、あと6年しかないわけですね。その前に実現をしていこうとすれば、やはり相当なやはり準備というのが必要になるし、さらにスピード感を持ってやっぱりやっていくうえでですね、町民の関心も、支持が得られない仕事はできないわけですから、町民の関心を得ていくということも必要だろうと。

だから、そういった意味では、やはり内外にアピールしていくという意味で、そういったものを実現していくというスタンスをまず決める必要があるのではないだろうか。実現に向けて、様々な御意見を聞くというふうなことが必要になってくるのではないだろうか。

だから、いわゆるその地域福祉計画の審議会がスタートしましたけれども、地域福祉計画の

審議会というのは、この町内交通だけをやるわけじゃないですね。様々な課題、一緒にやらなきゃいけないわけですから、そういった意味では、なかなか全体をまとめていくには相当な時間がかかる。

地域交通の問題というのは、やはりもちろん地域福祉計画の中にきちんと位置付けていただくけれども、やはり時期的な問題を考えると、まず、やっぱりやる方向性というのを示して、それに対してやっぱり新たな組立てというか、推進の組立てっていうのを作っていく必要があるんじゃないだろうか。

担当課が重複したりというようなこともあって、非常に対応するところは大変でありますけれども、ぜひですね、そういった当局としての、町当局としてのですね、構想といいますか、そういったものを示してやはり議論をしていくということは極めて重要ではないだろうか。そういう意味で、町当局としての構想計画の起案、立案とですね、審議会での議論の相互がこうちゃんとマッチしていくような進め方というのが求められるのではないだろうか。やはり一番重要なのは、やる意思があるのかどうかということを全体に示すということがね、やっぱり非常に重要なのではないだろうか。そうすると、様々な知恵も要望も集まってくるということだというふうに思うんですね。

全体として要望が強い課題だということは、この間もずっと述べておりますように、買物の問題で、地域によっては魚屋さんがなくなったとか、そういったことだとか、あるいはスポーツをするのに、千本グラウンドまで登るのが大変だとか、様々な御意見があるわけですね。それで、やはり、まあこの間は、郵便ポストまで4キロかかるという話などもありましたですね。やはり町内の小さい町ですけども、やはり高台地域だとかそういった山間部の地域だとか、そういったところの皆さん方ですね、利便性をやっぱり確保していく上で、町はこういうスタンスに立っていますと、そういった要求を実現していく方向に立っていますということを示していくことがね、重要ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

地域福祉計画の中で、やはり町内交通の位置付けというのがきちっとこう出ると思いますけど、やはりスタンスとしましては、やはり私どもも、やはり住民の安全安心を守るというのを立場は持ってます、スタンスは変わっていません。やはり住民の方の交通の問題といいますか、これ今重要な問題で、高齢者の交通事故もありますし、それから、やはり声掛け事案といいますか、子供さんたちが通学途中での声かけ事案とかたくさんあれば、これを一緒になってですね、バスとか何かに送っていけば、やはりそれも少なくなるとか、いろんな面でメリットはあるわけですね。

だから、私もそういうことをやりたいということは考えているわけでございますけど、これをどういう方法でやるのかというのがね、私たちもなかなか厳しいわけですね。これはもう大分昔から、何年も前から、私も町長になる前からですね、職員として、議員さんたちの研修とか、そういう交通問題でですね、何回も場所に、見学に行ったことはあります。なかなかこのやるのは難しい。

それからあと、国との調整ですね、それから補助金等の問題、兼ね合いとか、バスの大きさとか、それから維持管理、先ほど申しましたように、そういうこともあるもんですから、やはり町として、どういう、どこで決断をするのかというのは早く考えなければならぬと思いますし。

ただ、私としてはそういうことがあるなかで、やはり今そういういろんな子どもさんたちの

問題とか高齢者の問題が出てきますので、そういう交通の問題というのは早急にですね、考えてやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

早急にというお話がありました。ぜひですね、早急に推進、決断をして、推進の方向を示すということを改めて求めておきたいというふうに思います。

関連がありますけれども、次に、交通安全対策について、一点だけですね、求めたいと思います。

最近ですね、児童虐待や無差別の殺傷事件、子どもたちが犠牲となる交通事故と、あるいは高齢者の関係した交通事故などが毎日のようにですね、報道されております。大変胸が潰れるような思いしている方がたくさんおられるというふうに思います。とりわけ交通事故はですね、誰もが加害者となる可能性をはらんでおり、安全安心の第一義的課題と言えるのではないかとこのように考えます。

そこで、町として、ことしのようなですね、異常事態というか、こういう事故が相次ぐ事態を踏まえてですね、町として交通安全対策、どのように進めていくのかということについて、まずお伺いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、今、永田議員がおっしゃったように、社会問題になっているわけでございまして、まず町内の交通事故につきましては、去年ですけど、発生件数が66件ございまして、前年度から9件増えておりまして、負傷者の方が78件で、大体前年と同数ということで聞いております。

原因別では、9割に当たる方が、57件が、やはり安全運転義務違反ということで、いろいろな安全運転の義務違反ということからなっております、そのうちの高齢者が、20件の方が高齢者の事故ということで、約3割を占めているということでございまして、子供の事故は2件ということでございます。

近年、運転者の不注意による事故の割合が高くなっておるということで、特に高齢者の運転、私もそうですけど、やはり身体機能低下などによりまして、ハンドルとかブレーキなどの運転操作の誤りということに起因する事故の割合が高くなっていくということは、もう永田議員も御存じのとおりでございまして、6月4日には、高齢者の運転する車が福岡で暴走したということで大事故が発生しているということで、本町が実施しています子どもたちの交通安全対策としましては、町内の保育施設において、年間を通して交通安全教室を実施しています。また、両小学校においても、交通安全母の会とも連携しながら、自転車の正しい乗り方とか交通安全に関する講習会も、今、開催しているところでございます。

次に、高齢者の交通安全対策としましては、老人クラブ連合会と連携しながら、交通安全に関する講習会を開催しているところでございます。高齢者の交通事故に対しましては、運転免許証の自主返納というのが、推進などが考えられますが、先ほど申しましたように、やはり日常生活にですね、高齢者の方の買物とか通院ではですね、車無しではできない、いろんな不安が残るわけでございまして、やはりその返納できる意思があっても、現実的には返納できない環境っていいですか、田舎ではなかなか難しいところがあるわけでございまして。これをや



はり地域福祉計画等の話し合いの中で、やはり町として、どういう交通安全っていいですか、高齢者の対策をやるのかと、車のですね、交通安全をやるのかという、やはりこういう問題が出てくるのではないかと考えています。

それから、やはりこれは全国的な問題でありまして、やはりこれを考えながらですね、やはり関係各所とですね、やはり連携を取りながら、よい対応ができるようにですね、と考えていますし、それから先進自治体が、やはり研究というのにも必要ではないかと考えていますので、そういう方向でですね、やっていきたいと考えています。

そういう高齢者の外出支援とか、それから子どもさんたちを交通事故から守れる方法というのを、やはり今後、先ほどの質問の中でもありましたように、それを十分考えながらですね、やっていかなきゃならないのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

この間ですね、総務課の交通安全担当の方のお話を聞きますと、全体としては、ソフトの対応が中心だというお話でありました。

一方でですね、通学路のガードレールの設置だとか、あるいはグリーンベルトの設置、そういったハードの部分についてもね、この間、取り組んでこられたということはよく存じ上げているんですけども、あわせてですね、最近マスコミでも非常に話題となっておりますブレーキの踏み間違いの事故を回避するための、開発された装置、見られた方も多と思うんですが、ワンペダルでですね、ブレーキペダルの横にアクセルレバーがついているというものがありません。これは、熊本県の玉名市の業者が開発をして、認可を受けて、車検も通るといものらしいですけども、これをですね、その購入者に対して補助する制度というのが、東京都が9割補助するといったことが話題になっておりました。

調べてみますとですね、福岡県のある町では50%、うきは市だったかと思うんですが50%。熊本のその地元の玉名市は5万円補助すると。費用が何か20万円ぐらいかかるということでありましたので、そういったものだとか、あるいは急発進防止のためのいろんな装置、後付けで付けられるものもあるというふうに聞いております。そういったものに対してですね、佐々町でも積極的な導入っていいですか、検討をすべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

昨日のニュースとか見てますとですね、将来にわたって、高齢者については、そういった装置の付いてない車しか運転できないとか、そういう免許の限定ってということもね、政府が検討を始めるという報道もされておりましたし、今後はそういったものに対する補助というのは、まさに国の制度としてやってもらわなきゃいけないというふうに思うんですけども、町としてもですね、やはりその間の取組として、積極的な導入を考えてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

高齢者の対策でございますけど、本町、近年、免許証の所有者というのが、75歳以上の方が大体500人強ということでお話を聞いておまして、平成30年に38の方が免許証を返納され

たと、本町では聞いております。本町かな、これは。

それで、今、先ほど移動手段のありました。いろいろなセットでその補助をしたらどうかとか、そういうお話もありました。高齢者の交通事故防止というのは、やはりなかなか難しいわけでございまして、運転を控えていただければ一番いいわけでございますけど、そういうことになかなかならないわけでございまして、やはり、一体的などどうするのかって、移動手段はどうするのかというのが、まずやはり町として、やはり皆さん方のことを考えてやらなければならないと思っていますし、移動支援としての財政負担というのはどうするのかというのもあります。先ほど言われましたように、町が補助するとか、そういうお話もありましたけど、やはりこういうことも、やはりどうするのかというのは、やはり今後どうする、研究はする必要がありますので、それを考えながらやっていきたいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひですね、担当課も含めて、積極的な御検討をいただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

次の質問については、学校給食の無償化の問題です。

御承知のようですね、憲法は、義務教育を受ける権利とともにこれを無償とするということをお定めておりますし、そうしたなかで、今、子育ての負担というのは年々大きくなってきています。

どういうものがあるのかと思って調べてみますと、ドリルだとかですね、ワークブック、リコーダー、鍵盤付きハーモニカ、絵の具セットに習字セット、水筒に体操服、体育館シューズに上履きと、私たちの子どもときとは全然比べものにならない、様々な学用品が必要なのだなあということをお思いました。

文房具などを含めてですね、小学校で年間30万円余り、中学校では年間45万円かかっているというのが文科省の調査結果です。お子さんが1人でなく2人あるいは3人以上の取組といたら、本当に大変だなと。例えば2人の子供さんで、小学生と中学生の子供さんおられる場合は、合計しますとね、月額6万円以上の負担になるというのが統計上はあるわけです。もちろん全国的な調査ですから、そのまま佐々町の実態というのはそこまでないのかもしれないけれども、いずれにしても大きな負担になっているということは事実だと思います。

そこで、学校給食ですけども、学校給食は、栄養バランスのとれた温かくて美味しい給食を、家庭の経済状況に関わらず子供に提供することが、子供の健やかな成長のために非常に重要だということで、全国では、学校給食の実施率はほとんどの自治体でやっておられるし、無償化を進めている自治体が増加してきています。

前回、私、82とか84とかという数字を説明しましたが、詳しく調べてみますとですね、平成29年度で88自治体あるというふうになっています。それで、実施する自治体の数が急速に増えてると。最近の5年間だけで65自治体が無償化に踏み出したと。85自治体、88のうち65ですからね、全体の7割近くはこの5年間で無償化になったということです。29年度だけでも24自治体が新たに実施ということですから、これは、先般、エアコンの話もありましたけれども、やはり急速に広がってきているということであろうというふうに思います。

これにはですね、やはり背景があるというふうに思います。それはですね、例えば児童のいる世帯の年間所得が、この間、減っていると。国民生活基礎調査によればですね、児童のいる世

帯の平均年間所得がですね、1996年に781万6,000円だったのが、今、707万8,000円というふうになっている。実に73万円、率にして9.44%も少なくなっているんですね。費用は増えるのに、増えてきたのに、収入は減ってるというのがですね、子育ての世帯の実態です。

まあ、いろんな平均ですから、高額所得の方を含んでおりますし、中央値はですね、その8割程度以下というふうに言われます。20代で最も多いのは200万円台後半と。所得ですからね、収入に直すともうちょっと、割る0.8ぐらいでしょうから、300万前後というのがやっぱり一番多いんだらうという状況です。子育て世帯の年収は大きく下がっており、負担は年々高くなっているというのが今の実情だろうと。そういうなかで、やっぱり学校給食の無償化の問題というのはあるわけだというふうに思います。

本町の場合でもですね、1人目の子どもさん2割、2人目4割、3人目8割ということで、減額免除の取組をやられていて、県内では5つしかない自治体のうちの1つですから、まさに先進的だと、県内では先進的だと思うんですが、全国的な流れとしてはね、やはり無償化の流れというのが非常に広がってきているということを考えます。

そこで質問ですけれども、給食費の支援の拡大ということについてお考えはあるのかということについて、まず伺いたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

教育環境の整備ということで、給食費の無償化についての基本的な考えということでございます。

本町において、平成27年度から、永田議員も御存じのように、県下で先進的に給食費の補助事業というのを行ってございまして、平成28年度の6月に実施いたしました、全保護者を対象にしました給食費負担の軽減事業に関するアンケートということでアンケートをとりましたところ、軽減事業には満足しているということで、96%の回答がありました。

また、現在、当該事業にかかる町の一般財源というのが、御存じだと思いますけど、支出額が約、今1,700万円でありまして、仮に、今、永田議員がおっしゃいましたように、給食費を全部無償化した場合ですね、一般財源の支出額というのが、4,000万円ほど新たな補正が、追加予算が必要ということで予想されてございまして、総額、やはり5,700万から5,800万程度の財源が必要ということで、やはりそのようなことから、やはり町としてはですね、なかなか財政的に考えれば、当分現状のままを維持しなければならないと。維持できるかちょっとわからないんですけど、それを維持するのが我々の務めだと思っておりますので、そういうことでどうぞよろしく御理解をいただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

財政事情についてはですね、非常に厳しいなかで様々な施策を組んできたということについては、一定の評価をするものですが、例えば、お隣の佐賀県でも、既にもう3つの自治体が無償化に踏み出しています。太良町が一番早かったですかね。そういったことで踏み出しておりますし、そうした市町の状況を見ますと、財政状況が必ずしもね、佐々町よりも格段にいいとか、そういうことではないと思うんですね。

それで、もちろん県下でも先進的に補助をしてるので、父兄の満足、保護者の満足度という

のは高いと思うんですよ。よそがやっていないことをやってるわけですから。

ただそれはね、やはりやってくれてありがたいという思いと、実際にはそれでもまだ負担は負担というふうなのが実態だろうと。先ほど言いましたように、収入はそんなに上がっていない、むしろ減っているわけですから。

だからそういった意味では、安心な子育てっていうのは、もう本当にまちづくりの基本だと思えますので、そういう意味です、ぜひとも給食費の免除の拡大っていいですか、計画的にでも広げていっていただきたいと。

財源についてはですね、全部で5,700万かかる、あと4,000万かかるとおっしゃるのであればですね、当面じゃあ3人目はまず無料にしましょうとか、様々な拡大の手立っていうのはあるのではないかとこのように思います。要するに、将来に向けて無償化していくという、これもね、やはりそういうスタンスが求められてるのではないだろうか。

実際に財源の問題で、様々な困難もありますけども、ふるさと納税を前回使ったらどうかというので、何というか、恒久財源でないからというお話もありました。様々にあるんですけども、とはいえね、その町の予算全体から見れば、やはり1%以下ですから、そういった意味ではね、いや、それが別に小さいお金って言うてるつもりはないんですよ、大きなお金なんですけども、大きなお金ですけども、やはり町の財政から見ればですね、そこを全体で工夫してやっぱり工面するということはやって、子育てに資するということはですね、大きな支持を得られる内容ではないかというふうに思いますので、積極的ですね、推進ということを改めて求めておきたいというふうに思います。

時間が余らないので、次の課題ですけども、就学援助の問題です。

就学援助についてはですね、いわゆる準要保護というふうに言われて、名称の問題もあってかですね、なかなか利用が伸びていないなあというのが、前回質問の印象でありました。

ことし、まず一つはですね、前回質問した入学準備金単価の1万円引上げや、あるいは卒業アルバム代等を新規の補助対象とするということについては、その後、規定の中で取り入れられたのかどうか、検討状況についてまずお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

今年度末といいますか、今年度はじめといいますか、入学祝い金、俗にいう入学祝い金とアルバム代等が追加されたわけですけど、年度当初には間に合いませんでしたので、何とかです、前向きに検討しながら、今いろんな試算をやっているところです。また、いろいろ御協力いただくことになろうかと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

せっかくですね、国の制度としてそういう措置がとられたということでもありますから、ぜひ具体化できるようにですね、必要ならば補正もくんでということも必要かと思えますけども、積極的に急いでいただきたいということ。

次にですね、準要保護就学援助の限度額が、前年度と比較してですね、ことしから変わったわけですけども、申請書の資料を見ますとですね、30代夫婦と子供2人の場合で206万円以下

の所得から247万円以下に変わりました。これは、いわゆる課税所得がこれだけですから、実際には、お母さん方に聞いてみると、うちはそんなに給料安くありませんっておっしゃる方が多いんですよ。でも、これ、課税所得だっていうことを十分に御理解いただいてなくてですね、夫婦2人の場合だと600万を超えるような給与総額がね、総収入が600万を超えるような御家庭でも、相当の方が対象になるということだと思えます。

現在の申請状況というのが、どのようになっているかということをお答えいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

現時点での申請状況ですけれど、いわゆる就学援助の申請は全児童生徒の12%程度、それから、支給要件を本年度から緩和したわけですが、昨年比としまして、申請者数比で7.6%ぐらいの増加という状況でございます。

なお、表記の仕方については、もう一度検討したいなというふうに思っております。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

すみません、再度確認ですが、前年度比で7.6%ほど増えたということで考えていいんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

昨年度の準要保護の数、割ることの、分母にしましてことしの申請者数割った場合に、107.6%になったということです。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

それはですね、ぜひ緩和の効果があつたということで、非常によかったというふうに思いますが、所得の計算は、やはりなかなか課税所得で説明しても理解されない。今の申請書を見ますとね、そういう金額が書いてあるわけですね。これ以下ということで書いてあるんですけども、実際に広報の様式の改善は必要だというふうに思います。

いろいろ検討されてるかと思えますけれども、インターネットでの案内もですね、同様に、もう少しわかりやすく、そして、実際に、そもそもの制度はですね、経済的に困難な世帯に補助しますっていうふうなこと書かれてあるんですけど、実際にこういう、何ていうか、申請ができる方はこういう方ですっていうことをもう少しシンプルに書いて、そしていくっていうのが必要ではないかなと。

私、以前、長崎に40年余りおりましたけども、長崎の私がいた地域の中学校区では、大体4

割がですね、就学援助の対象でした。もちろん学校によって違うんですけども、長崎市全体では二十数%ですから、長崎市の所得と、それから本町の所得と比較をすると、長崎市のほうが全体数が高いですから、そういうなかでもやはり2割を超える方々が申請されていると。本町はその半分以下というのはね、やはり該当する方で申請していない方っていうのがおありになるのではないかと。せっかくの制度ですから、子育て支援の制度として大いに活用いただきたいということを考えますので、ぜひですね、案内の内容というのを、改善をいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

収入か所得かということで、正確なほうかという思いでやったこととございます。確かにわかりやすさをとるべきだったなという反省をしているところでございます。

なお、どうしても、読んでなかったとか、全生徒、児童生徒に配ったわけですけど、そういう方もいらっしゃるかということで、校長会を通じまして、経済的困窮がうかがえる家庭については、教育委員会と連携して個別的に、スクールソーシャルワーカー等を活用して申請に至るよというところで、家庭訪問などによる相談活動を行うように指示をしているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

様々なですね、やはり誤解もあるというふうに思いますし、それで、実際に経済的に困窮しているって言えば、先ほど示しましたように、ほとんどの世帯が、20代の世帯だと対象世帯です。若い世帯でもね、高額な1,000万を超えるような収入の世帯もあるんですけども、本町のほうは全体としてそんなに多くないというふうに思います。

だから、年収300万ほどで、共働きしていても600万ですから、実際にそういった世帯ですね、現実には子ども2人いればほとんど就学援助の対象ということになるかと思っておりますので、ぜひですね、そういった意味では積極的な推進を改めて求めておきたいというふうに思います。

すみません、時間が過ぎてしまいました。国保の問題について、次に質問したいというふうに思います。

国民健康保険税は、協会けんぽなどのいわゆる被用者保険と比較をするとですね、2倍近く高いという実態がこの間、浮き彫りになってきています。その大きな要因が、世帯割と均等割、いわゆる世帯割と人头割ですね。この分の課税にあるということが明らかになってきている。

そうしたなかで、昨年からは国民健康保険制度は県単位化ということで、いわゆる町が国保税をいただいて、国からの補助金と一緒に医療費の支払いをするという、給付の支払いをするという仕組みが一部変わりました。いったん県に納付金を納めて、県がその給付については、医療費の分については100%保障しますと、県単位というふうになったわけです。

ところがですね、この県単位化というのが非常に大きな問題をはらんでいます。例えば、前年度と予算ベースでですね、前年度の保険税の収入は、ことしになって1,000万円、約減額、予算ベースで1,000万円減っているのに、納付金は3,600万円も増えるということで、その結果ですね、基金を4,500万円取り崩さざるを得ない。要するに、収入は減ったのに、県に納める納付

金は3,600万も増えたと、4,500万も取り崩さんといかんという状況です。

これはですね、佐々町の保険給付費が増えたからということではなくて、いわゆる佐々町の、あんまり詳しく聞いてもよくわからないところがあるんですけども、佐々町が県下の国保に占める割合が増えた、シェアが増えたということによって増えたんですっていう説明を、資料をいただいて、なんぼ聞いてもよくわからないんですけども、そういう状況でありました。

1世帯になおすとですね、2万5,670円の増加ということです。だから、これが続けばですね、あと2年、3年したらね、4,600万ずつ取り崩していったら、これがそのまま上がらないと想定してもですね、基金はなくなります。基金はなくなって、その後どうするかと。一財からの持ち出しか、あるいは保険税の引き上げということをしざるを得なくなるというのがですね、今の実態です。

だから、県単位化は、佐々町にとっては大変マイナスだったなというのはですね、印象であります。

ところがね、県下のよその自治体どうかといいますと、長崎市や佐世保市でも、まあ詳しく聞いていないんですけども、国保税、ことしは値上げですっていうふうに言っているんですね、でいう状況などがありまして、納付金は去年より増えたという状況なんです。県下の医療費は増えたということなんです、それ以上に納付金の額が増えているというのがですね、実態のようであります。

これはなぜかと、要するに医療費は少し増えた、しかし、納付金は高額に増えた、10%も増えているんですね。納付金は去年と比べて10.6%、1割増えているんですね。

そういう、このからくりは何かと考えますとね、国が負担すべき国保の負担金を大きく減らしたんじゃないかと。財政単位は県となったんだけど、町民は、その保険税を負担するのは町民ですよ。その町民が納めた国保税の中、納付金を納めるわけですから、やはりその負担は最終的には町民に掛かるという点で、これは明らかにしなければ、町民に対して説明がつかないのではないかとこのように思います。

医療費は節約しました、国保税負担は上がったということはね、これはおかしいでしょうと。現実にこれがやっぱり佐々町で起こっているという実態であります。

県単位化というのは国が決めた制度ですから、最終的にはこれ、国がそれに対して責任とってもらわんといかんわけですけども、しかし、直接被害を被るのは町民ですから、やはりここに説明責任というのが発生するのではないかとこのように思います。

町長、このことについてですね、どういうふうにお考えか。時間がないので、短くお答えいただきたいと思うんですが。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
国保税を引き下げるってことば言いよらすとですかね。違うこと、要因っていう、高過ぎる要因を今お話をなさったとっております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）  
国保税が高過ぎる理由じゃなくてね、納付金が急速に上がってきていると、県に対する納付金が急激に増えていると。これをどうするのかと。なぜ上がったと考えるか、それともどうし

たらいいか、これからどうしようかと考えるかということについてお伺いしたいということ。担当課長でもいいです。課長が詳しいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

納付金が今年度大幅に増加した要因ということで、簡単に言いますと、まず30年度の納付金の算定と、令和元年度の納付金の算定の方法が、県内で方法が若干変わっております。

その要因というのが、70歳未満の方と70歳以上の方で、給付の割合が異なっておりまして、70歳未満の方は7割給付、70歳以上の方は8割給付ということで、70歳以上になると給付費が伸びるところがあるんですけども、その、県全体ですけども、県全体の被保険者数の見込み方が、30年度は県全体で若干甘かったと。令和元年度を見込むときには、そこを、補正を県全体で入れてありますので、その関係で納付金が上昇したというふうなことでございます。

納付金が大幅に今年度、3,600万上がったという事情は、そういうことでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

それはね、県の説明はそういうことかもしれないんですけども、数字の説明はそれでいいんだろうと思うんですが、よく考えてほしいんですけども、国保財政というのは、入ってくる財布はですね、保険税と国の負担金です。それ以外入ってくるのはないんです、トータルで見ればね。出ていくのは、いわゆる保険給付費とその他の事務費です。

だから、どこが増えたかと、保険給付費、いわゆる医療費はちょっと増えたんですね。ちょっと増えた。でも、事務費は少し増えていますよね。もう少し増えてます、県単位になったので、事務費がダブルでかかるから増えた。そしたら、それでも、1割も増えるっていうか、要するにトータルで見ればですよ。1割も増えたわけではないんだろうと思うんですね。

だから、考えられるのは、入ってくるのが減った。国保税の納付が減ったのか、それほど国保税安くなってませんよ。1人当たりは安くなっても、確かに国保人口は少し減ってるけれども、やはり考えられるのは国の負担金が減ったということになるのではないかとということなんです。

これは、今、検証する手だてがないので、お答えは結構なんですけど、これはですね、ぜひとも突き詰めて見ていく必要があるだろうと。国の負担金、もっと増やせということですね、言っていく必要はあるのではないかと思います。

次にですね、国保の均等割の免除の問題についてですね、前回質問の中で、岩手県の宮古市が18歳以下の子供さんの均等割を100%免除するということを始めました。宮古市っていうのは、人口が、ちょっと正確ではないですが、四、五万だったと思うんですけど、免除に要した額、1,400万ぐらいということでありました。

佐々町でですね、仮に18歳以下の国保加入者の均等割、全額免除するとどれぐらいの費用になるか今わかりますか。わからなければ、後からでも教えていただけませんか。



議 長（淡田 邦夫 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

全額、18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯で、3人目以降の均等割を全額減額したと仮定した場合ですけれども、約180万円程度になろうかというふうな試算をしております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

宮古市の場合は、全ての18歳以下の子どもってということで、いわゆる1子、2子も含めてなんですよね。

改めてですね、均等割課税について、町長は、佐々町だけではなかなかできない、県と連携してやりたい、全国町村会と要望として、国に対しても要望しているというふうに前回お答えになりました。それで、3人目以降の子供さんについてね、やはり今、担当課のほうから180万程度ということでありました。3人目の子供さんへの課税というのをやるつもりってというのは、改めてないのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありました保険税の免除、減免でのございますけど、これにつきましては、私ども町村会の中です、お話し合いをさせていただきまして、6月18日に県のほうにも医療保険制度の安定化運営のためということで陳情を行いまして、先ほどお話がありましたように、「子どもに係る均等割の保険料の軽減を支援する制度」の創設ということで、県にもお願いをしてまいりました。

それから、中村知事のほうにお話をし、中村知事の回答としましては、やはり制度の安定的な運営というのが大変必要であるということで、これについても、やはり国に協力していただけるようにですね、全国知事会のほうでもそういうお話をしたいということで、お返事をいただいたというところのございます、今後、今お話がありましたように、全国に子育て世代の軽減措置が図られている自治体があると私も思っていますので、今後、これについては十分検討しなければならないと、協議してやはり検討をしていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

具体的にですね、制度創設を求める要望というのを出されたという点は、やはり積極的に評価したいと思うわけですが、同時にですね、3人目の子どもさんについて、具体的にね、やはり足を踏み出すということはね、非常に重要ではないかと。実際に町としてやれることってというのはあるのではないかと。県や国に要望することも大事なんだけれども、町としてやは

りやれる範囲ではないかということをごすね、改めて申し上げておきたいし、これはぜひね、180万程度でできるわけですから、これは本当に大きな前進になるというふうに思いますし、実際に、前回申し上げましたが、やはり先行してやる市町が出てきてこそね、やはり国や県に対する要望というのにも迫力が出るというものですし、実際、それがそれだけ切実なのだということの反映でもあるというふうに思うんですね。これは、ぜひ改めて求めておきたいというふうに思います。

最後の質問です。この間ですね、原発の問題ですけれども、この間ですね、原発をめぐって、原発の安全性が実は今担保されていなかったということが、改めてね、浮き彫りになったことがありました。それは、テロ対策として、国の原子力安全委員会が求めた安全基準が今満たされていないと。そして、それを5年以内に認めろということ、満たすようにという指導なんですけど、実は、その期限がですね、1回延長されたんですね。延長されたんですが、それでも、例えば九州電力の川内原発は来年の3月までにこの期限を迎えるということになります。そうすると、原子力規制委員会は、その再々稼働というのは認めないということを行いました。これは妥当だと、当たり前だと思うんですが、問題なのは、やはりそれだけその安全性が確保されていない原発が今動いているということだということに思います。

一方で、自然再生エネルギーである太陽光発電はですね、今年の11月には、原発は動かしながら太陽エネルギーのほうをとめるというようなことをやりましたし、国民の安全をないがしろにして進められている原発再稼働というのは、やっぱり許されないのではないかとということをごすね、申し上げておきたいというふうに思います。

時間がないので最後の質問です。1つは、私道等の町道移管に係る条件整備についてということで、前々回の議会だったかと思いますが、同僚議員からも質問があった四ツ井樋地区の私道についてなんですけれども、町内会長さんに事情を状況をお聞きしたところ、30年ほど前に開発された住宅ということでありですね、再三にわたり住民の要望があがってきたが、なかなか実現しないということでした。

町道移管のためには、様々な条件が設定されており、基準に合わないものは選定しないと、認定しないということでもあります。

私は、そうした基準をですね、一概に否定するものではありません。しかし、道路がですね、未整備なために、バイクで転倒して骨折する。夜にね、バイクで転倒して骨折して、その方はもう既にお亡くなりになっているんですが、そういう事故が起きたり、あるいは、雨の日に大きな水たまりができて、もう本当に歩行に困難だと。あるいは、子供会の夜回りのコースからですね、夜、道が危ないということで、そのコースが外されたと、見回りのコースからね、というような事態が起きています。

こうした事態を長期にわたって放置するっていうことはね、やはり問題が違うのではないかと、何とか改善できないかと考えているところです。これについてですね、短くお答えいただけますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありました、私もそういうことで認識しているわけでございますけど、やはり私道というのは、そういうことでやっているという、町内、佐々町には多数あるわけでございますけど、住民の皆さんが通行するのに大変、永田議員がおっしゃったように不便を感じられているということをお聞きしているわけでございますけど、やはり町道認定による基準というのが、町として設けているわけですね。この認定の基準に、要件にやはり合致しなければなかなか難

しいということで、要望が、お応えできないというのが現状でありますので、こういうことが町内に多数あるわけでございますので、位置指定とかのみならず基準に合わないというのが、町道認定ができないわけでございますので、これについて十分検討して、今後どうするのかというのは、やはり御相談しながらですね、やっていかなきゃならない。また基準を、そうすれば変えることになるわけでございますので、そこら辺が大変難しいことでございますので、これについては十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

地域によってはですね、この地域もそうですけれども、高齢化が進んで、その地域全体がもうほとんど高齢で、自力で改善を図るとというのが本当に難しいと、経済的な問題もあると、経済的負担も大きいということで、こうなるとですね、町民として等しく住民福祉を享受するという点から見ても、やはり放置できないというふうに思います。

長期にわたる問題を抱えているところについてですね、建設課のほうに確認したところですね、そういう相談が具体的に上げられているのは2件だということでありました。ほかにもあるんだと思うんですよ。しかし、相談が具体的にあがっているのは2件ということでありましたので、打開に向けてね、関係者との懇談だとか、あるいはあっせんだとか、親身な対応というのがね、町政に求められてるのではないかと、そのことを指摘しておきたいというふうに思います。

最後に、町長はですね、12月議会で同僚議員の質問に対して、「少しずつでもやっていかなきゃならないと考えております。」というふうにおっしゃいました。だからね、その基準を一律に変えろとか言うんでなくて、基準にはやっぱり特例というのもあるわけで、特例も合理性があれば認められるわけですから、そういったものについては、例えば一定年限たっているとか、様々な困難というのがね、総合的に判断して使い勝手のよい対応というのが必要ではないか。

だから、少しずつでもって言うからにはね、やはり具体的な計画が必要だと。だから、年間に1か所、あるいは2か所でも、あるいは金額で予算をつけるとかね、そういったものについてやはり示しながら、町民に対して説明をしていくっていうのはね、やはり行政のスタイルとしては重要ではないかというふうなことを申し上げてですね、時間となりましたので、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、3番、永田勝美議員の一般質問を終わります。  
20分まで暫時休憩といたします。

(15時15分 休憩)

(15時25分 再開)

— 日程第6 一般質問（永安文男議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、1番、永安文男議員の発言を許可します。

1番。

1 番（永安 文男 君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

まず、佐々町青少年健全育成会発行の広報誌「さざんか」というのが、御承知だと思いますが、このなかに「小学校、中学校の携帯電話持ち込みを見直すとの考えについて」と題して、文部科学大臣の見直し発言や、ことし4月14日の西日本新聞の社説、「学校とスマホ、持ち込みルールが必要だ」といった記事が目にとまりました。「さざんか」の分はこのほうですね。

携帯電話やスマートフォンの学校への持ち込みを認めるかどうかの、2009年に文科省から出された原則禁止という見直し、このことについて見直し作業に乗り出したという内容でございました。

「さざんか」でもですね、「この問題について、今後、議論していきたいと考えています」というふうにあったわけですが、国の通知見直しを、国、学校や社会での子どものネットやスマホの利用ルールを議論する機会になっていたらいいかなあというふうに思います。

そういうことで、この問題について、第6次佐々町総合計画基本構想で、「さざっ子育成プロジェクト」というのが、プロジェクトで戦略的にあるわけですが、次世代、先ほど同僚議員からも出ておりましたこの「さざっ子育成プロジェクト」、この中にですね、63ページに、「スマートフォン等の普及とともに、子どもたちの間で長時間利用される生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪の発生が問題となっています。これらに対応するため、青少年インターネット環境整備法等に基づき、地域住民や関係機関、団体との連携協力関係を強化し、青少年のインターネットの適切な利用や、保護者に対する啓発活動を推進していかなければなりません」というふうに書いてあるわけですが、このことについてどのような取組をされているのか、その辺のところをまずお伺いしたいというふうに思います。

親子の連絡用とか、災害の備えや、防犯上の理由から、子どもに持たせる保護者もいるという事は承知しております。まず、このような流れのなかでですね、いろんな問題をはらんでいるというふうに思うわけですが、教育長としてどんな考えを持っておられるか。

また、これに波及して、現実的な問題ということで、町内の小中学校での携帯電話持込みの実情はどんなものかということをお尋ねしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

まず、携帯に関する議論、また子どもの教育、また保護者への啓発活動等については、様々な機会を捉えてやっているとございます。健全育成会の専門部会、PTA等も議論をやっておるところでございますし、やはりそのどうしても携帯、スマートフォンというのは、日なたの部分と日陰の部分があるということで、大きな問題として捉えて取り組んでいるところなんです。

それから、防犯上ということで、文科省がスマートフォンの持込みの一部解禁というような報道があったわけですが、見直しをするというような報道があったわけですが、事の

発端は、議員も御承知のように、大阪府の大阪北部地震で震度6弱のところ、ちょうど7時58分ごろの発生、子どもの登校時間ということで、子どもと連絡が取れなかったということから発端でございます。もしスマホもしくは携帯を持っていたらばということでの話、大阪府の見直し、ガイドラインの作成ということで、それを受けて文科省でも防犯、災害時の対応ということで見直しをしようということで、今、動きがあるやに聞いておるところでございます。

私の考えをということでございますが、確かに防犯上、また災害時の緊急連絡等には非常に有効な手段であろうかと思いますが、ただ、犯罪又は被害に遭うという確率も非常に高くなる。しかも、携帯を所持している者のうちの1割が遭うということは、まずあり得ない。1%もしくは0.01%ぐらいの子が、大きな犯罪被害に遭うという可能性がある、危機でもあるということを私自身は思っているところでございます。

ですから、本当に慎重に、大阪府の取組や文科省の見直しの状況等を踏まえながら、慌てずに状況をきちんと掴んだなかで判断をしなければならぬ。ここ数年はおそらくかかるのではなかろうかなというふうに思っています。安全を守るということと、子どもを危険から遠ざけるという両方の兼ね合いというところになってくるのかなというふうに思っているところで

す。それから、小中学校での携帯の現状でございますけれど、各学校とも学校のルールの中で、文科省の現在の通知に従って、危険な物や学習に不要な物は持って来ないとして、携帯電話等は学習に不要な物として持込みを制限しているところで

す。ただし、特別な理由で携帯電話等を持ち込まざるを得ない場合は申し出て、学級にいる間は担任等が預かるなどの対応をしているところでございます。

なお、所持率ですけど、なべて言いますと、小学校で33.3%、中学校では55.3%という数字が出ております。ただ、小学校の低学年は当然低くて、小学校の高学年からぐっと上がってくるという傾向はございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。一応文科省のそういう問題に対して、今、教育長からお話がありましたように、慌てずに対応を見ながらですね、じっくり対策を講じていきたいというふうにお伺いしましたけれども、やはり健全育成会との協議、そういうふうな場面、部分では、そういうふうなお考えを言われてですね、健全育成会も議論を深めていきたいというような、この広報誌にも書いてありましたんでですね、やはりこの記事では、やはり要らないっていうふうに解釈するような、もうそのまま原則論的にやっていく方向で記載したんじゃないかなというふうに出したもんですから、ただ今さっき教育長も言われたように、子どもの防犯上の問題とか、塾に行く子どもさん方の連絡、迎えとか、いろんなケースが、問題があると思うんですね。

そういう分に対応する部分の、先ほど言われた柔軟な対応、事情がある者に対して与えたということで、果たしてそれがですね、やはりかばんひっくり返したら、かばんの底からゴトンと出てきたというような実態もあるというふうなことを聞いてますんでですね、その辺のことなんかも考えながらですね、十分な議論を深めていかなきゃいけないんじゃないかと思っておりますのでですね、そういうふうな、小学校が33.3%、それから中学校が53.3%というような実態ということで、私がいろいろ取り寄せた部分についても、小学校の高学年から中学校ということに対して、子どもはですね、もうほとんどが、50%以上というような状況というデータが出てくるというようなことだったもんですから、そういうことであれば本当に子どもたちのスマホと

かですね、今、いろんなことでゲームをしたりとか、SNSをしたりとか、いろんな問題がありますのでですね、そういう部分に対応する部分の問題をやっばり掘り下げていって、学校現場としてですね、対応していかなくちゃいけないんじゃないかっていうふうに思いますんでですね、その辺のことを、遠くを見ていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。先ほど言いましたようにですね、スマホやタブレットが爆発的に普及したという実態のなかでですね、今言いましたように、小学校高学年と中学校の所持率が50%を超えているというなかでですね、やはり成長期の子どもたちがですね、そういうふうなスマホ等の時間、長時間対応するというようなケースのなかでですね、やはり学校の持込みの問題は今わかったんですけども、今度は学校以外、家のほうで対応しているというのが実情ではないかというふうに思うわけですが、そうしたときにですね、これは安全に使うという啓発活動が必要じゃないかというふうに思います。

そういうことで、やはり学校側としてですね、教育委員会として、その辺の連携をとったなかでは、どういうふうに安全に使うということの啓発活動をされていくというふうに考えられていますか、お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

啓発については、子供自身に対する部分と保護者に対する部分、2つがあるかと思いますが、まずもって子どもに対してでございますが、現在、小学校においてはそれぞれの学校で作成した情報モラル指導の計画に従って、年間15時間ぐらいの学習を行っているところです。中学校では、県教委が平成20年11月に作成した情報モラル指導教材を活用して、安全なメディアの使用についての学習を行っているところです。

しかし、小中学校間の系統的な指導が必要であるということ、また、中学校の教材が少し古くなってきているということ、非常に気になっておったところですが、このことを考えて、小中学校における情報モラル教育の見直しが必要だというふうに考えていたところです。

そのようななか、本年2月に県の教育委員会のほうから、民間の情報通信関連会社と協定を締結して、情報モラル教育教材、「SNSノート・ながさき」が作成されました。この教材は、小学校低学年から高等学校までに系統的に学習できる、また、イラスト等をふんだんに使いながらですね、非常にわかりやすい教材になっております。また、保護者を対象にした資料も付いているということで、この教材をぜひともですね、活用したと考えているところでございました。

ちょうど私どもの予定の中で、今年度中に小中学校の情報教育担当者とともに検討して、年間指導計画、小学校、中学校までの指導計画を見直したいなというふうに思っております。

また、保護者を対象としたPTA主催の研修会等の開催も継続したいと思っておりますけれども、参加者が限られるという悩みがございました。本教材を活用して、全保護者にこの資料を提供するなど、保護者への資料を提供するなどして、より効果的な保護者に対する啓発についても検討をしていきたいなというふうに思っております。

今しばらく、夏休み明け、年度内にはそういった系統的な指導計画を作りたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、教育長のほうから説明がありましたSNSノート、これで子どもと保護者と両方そういうふうな啓発、いろいろ指導、教育環境ができるということでもありますね。本当にそういうことで、功を奏したなかで、充実したですね、啓発活動をしていってほしいと思います。

10年前からそういうふうなことを、文科省からどんどん指導あつとったんですけど、なかなか学校側の対応がですね、やはりそういうふうな、熟練したっていうか、習得した、そういう学校の先生が、やはりどうしても不足っていうか、いらっしやらないというふうな実情のなかでですね、やはり県の県教のほうの部分でも、メディア対策に関するいろんな指導員というのがあると思うんですね。そうした部分のほうの導入あたりもなさっているということで聞いておりますが、やはりその回数あたりでもですね、いろんな問題もあるのかもしれませんが、そういうふうな学校の先生の現実的な知識と、そういうふうなメディア指導員等の知識とを融合させたなかでの、子どもと学校の先生が一体となった指導教育というのも考えられるんじゃないかと思います。もう講習会とか云々とか、その型にはまったこと。

今、教育長が言われたようにですね、ジレンマを先ほど話されたんですけども、やはりそういうふうな講習会をしても、やはり来られる人は、もうわかった人が来られるというような実態じゃないかと思います。やはりもっと説明を受けていただきたい方たちのほうに何とかつながりたいという思いは、ジレンマとしてお持ちだというようなお話をされましたんですね、これは、やはりいろんな手法等を考えてですね、学校の、例えば父親のほうとも連携したなかで、おやじの会とかいろいろですね、それからあと作業、草取り作業をしたりとかいろいろしたときにも、ちょっとそういうふうなことを計画するとか、いろんなことを考えてですね、やはり参加者が少ないからこれはどうだこうだっていう話は、また別の問題だと思いますんですね、その辺を研究していただきたいと思います。

子どもの一番心配しているのは、成長期の子どもに与える、体とかですね、それからあと使用時間の、先ほどから言います使用時間に対して学力に影響するという問題があるかと思うんですね。それで、以前から携帯電話は耳の横でこうするから、脳に影響を与えるっていうふうな、子どもも言われてきて、なるべく携帯電話使わないようにって言ったんですけど、今はもうそういうのは関係なしに、いろいろやり方がされてきたのかもわかりませんがですね。ただ、こういうふうな若者の脳に影響を与えるとか、それからあと、使用時間が増えるといろんな問題が出てくるということに対してですね、やはり教育委員会、学校全体でですね、もう少し掘り下げた研究をですね、保護者にわからせる、そして、やはりそこら辺の問題解決を図っていただくというふうなことをですね、検討していかなきゃならないかというふうに思いますので、やはりマスメディアの研修を受けた、そういうふうな、それで、学校の先生あたりも、そういう研修とかいろいろなのが、受けさせられているのかどうか、ちょっとそこをまずお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

本当に御示唆に富んだ御質問ありがとうございます。幾つかおっしゃったなかで、まず、やはり専門的な知識を持った方ということで、外部の講師を呼んで、大体年に1回ですけど、各学校で保護者、子どもを対象とした講演会を行っております。

ことは、中学校のほうでは、スマホゲームの使用が体に及ぼす害についてということで、スマホ等についてお詳しいスポーツトレーナーの方、ある民間会社の方ですけど、そっちの方向からの講演会を予定しておるところでございます。

それと、先ほど御指摘いただきました講演会の持ち方ですけれど、少し工夫をしまして、ことしからですね、今、土曜授業をやっているわけですが、土曜授業の場合に、お父さん方の参加が非常に、先週も佐々小学校、口石小やりましたけれど、お父さん方の参加が多いということで、そのあたりの活用の工夫も今回検討しようかなというふうに思っているところです。

体の影響等については、以前から言われているところで、非常に心配なこと、視力の低下も含めて心配なことではございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。いろいろ研究を加えながら、そういうふうな子どもの安全性を考えて対応していただけるというようなことでございますので、先に進みます。

3番目に、質問事項の3番目としておりますけれども、スマホ社会の落とし穴として考えられることは何ですかというようなことで、御伺いしているわけですが、県のこども政策局のこども未来課のホームページにですね、「子どもに迫るネット社会の危険な一面」ということで、インターネット、ホームページに記載してあるわけですが、携帯依存になっていませんか」というのがまず1番に書いてあるわけですね。それから、コミュニケーションアプリによる友達間のトラブル、それからブログ、プロフ、SNSの落とし穴、被害、当然、先ほど教育長も言われました、いろんな健全育成にかかわる、本当にわずかかもわかりませんが、そういうふうなものがあると。それから、出会い系サイトやゲームサイトなんかによる被害ということが掲載されております。

そこで、実際問題としてですね、佐々や吉井でネットで知り合った子が、佐世保にですね、その方に会いに行くというふうなことの事例もあったというふうに伺ったこともあるんですよ。だから、そういうふうなことが、やはり早目に止めることができれば、教育、そういうふうな教えを受けている子どもってというのは、もうそういうことだっただけで、防護の働きができると思いますので、その辺は大事なことだと思いますので、やはり判断の未熟な子どもに対するですね、教育委員会、学校の指導をですね、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長は、今、私が申し上げましたけれども、どんな落とし穴って、さっき何個か言われましたけれども、どういうふうなことが現実、教育現場に携わっておられて、大きな問題として考えられるか、何かあらればお伺ひしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

すみません、先ほどの質問で1つ答弁を落としておりました。教職員の研修については、機会あるごとに教育センター等で受けております。

それと、いわゆる情報モラル、モラルといった場合、人権問題であったりするわけで、実際、現在の道徳の教科書の中にも情報モラル関係は入っておりますので、モラルという側面から、機器の操作ではなくですね、モラルという側面からの指導というのは、これはもう教師の職務でございますので、やっておるところでございます。

ただ今御質問いただきましたスマホ社会の落とし穴として考えられることは何かということでございますけれど、議員御指摘のとおり、インターネットというのは、田舎だからとかど



こそだからというのは関係ないわけです。だから、もう我々、スマホやメディアの対策についてはですね、非常に危機感を持っておるわけですが、逆に情報機器の発達というのは急速に進んでいくなかで、そのことによる恩恵も非常に大きいというふうに考えています。

ただ、その陰の部分、とりわけ小中学生においては判断力が未熟であることは否めないわけで、多くの危険性を伴っているのは事実でございます。

御質問の趣旨に沿って幾つかの例をあげると、一つは犯罪の被害者となることでございます。多くの小中学生の性被害には、ネットが関連しているというふうに言われています。先ほどおっしゃった見知らぬ人と会うというのも、家出等の危険性が潜んでおると思っております。自分のまた個人情報を安易に提示したりすることによって、被害に会う事例も多発しているようです。

2つは、犯罪の加害者になる可能性も高いということです。写真や情報を安易にネットに提示することによって、肖像権や著作権、個人情報保護法等の犯罪を起こす危険性があったり、また、軽い気持ちで悪口や誹謗中傷を書き込むことによって、大変な事態を招いてしまうという危険性もあります。

さらに、御指摘のようにネット依存症、ゲーム依存症等に落ちる危険性、そして、心身への影響、本人の成長に対する悪影響等々が考えられるところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

先ほど、SNSノート、今度から一応指導用に使う教材というのを御紹介いただいたんですけども、これは、業者が用意したものというふうにお伺いしたんですけども、やはりちょっと気になったのはですね、業者っていうのは、やはりいろいろ今までも、業者がいろんなそういうモラルとか情報、こういうふうなスマホ・メディア対策に対する講習等も聞けるというふうに思うんですけども、これは、逆サイドからいったら、自分たちの仕事のため、言葉は適当じゃないかもしれないですけど、やはりそういうふうなサイドからの説明が多いと思うんですよ。

逆に被害を被る部分については、余り深くは入り込まないんじゃないかというふうに思いますのでですね、それは見せていただけてないもんですから、後もってまたいろいろ見せていただければですね、ありがたいと思うんですけども。そういうふうななかで、やはり子どもの危険性っていうのが、落とし穴っていうことだけは避けていかなきゃいけないというふうに思いますんでですね。

教育長が今おっしゃられました子どもの性被害というデータあたりも取り寄せているんですけども、1,800人ほどの被害の状況があるというようなことなんかもありますんでですね、やはりこれは止められるところで、やはり防波堤を作るというのが、教育委員会等の責務ではないかというふうに思いますんでですね、今の中身等も精査しながらですね、やはり指導していただきたいというふうに思います。

やはり親御さん、保護者がですね、やはり使っている状況を見て、子どもはそれを、小学生やるわけですけどもですね、そういうことでやはり今申し上げました危険度合いというのをですね、把握しながら対応策を考えていただきたいということで。

スマホ・メディア対策というのが、今おっしゃられたそういうふうなSNSノートで対応いただけるということですけども、やはり実態を把握するなかで、この重要なことと思うんですけども、アンケート調査等は学校でやられているかどうかということ、ちょっと次にお

伺いたいですけれども、それから、実態調査の中から見えてくるもの。実際やっておれば、そういうふうな項目が御答弁いただけると思うんですけれども、やっているかやっていないか、まずもってお答えをいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

まず、「SNSノート・ながさき」についてですが、これは著作権っていいですか、編集は、私の言い方が悪かったんですが、県の教育委員会、ある情報関連会社と提携しながら、資料をもらいながら作ったということで、確認しておりますが、教育用であれば印刷しても構わないということでございます。

それから、アンケート調査については、毎年10月に小学校1年生から中学校3年生の全児童生徒に、スマホ、携帯、インターネットに関する実態調査を行っております。調査の内容は、自分の携帯やスマートフォンを持っているか、ネット接続の機能があるか、利用時間、利用することであった嫌なこと等についてでございます。

また、中学校においては昨年度、テレビゲーム、インターネット、メール等は、約束を決めてしっかり守らせる等の6項目の保護者アンケートを実施して、9月と12月、その変容を見るということを行っております。また、保護者の意見等も記述式で聞くという取組をしておるところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

ないときに、そういうのがやっていないという場合はこういうことをって、申し上げようと思ったんですけれども、そういうふうなところでやっているということでございますんですね。ただ、実態調査ですね、やはり先ほど同僚議員からも質問が出ておったんですけれどもですね、やはり昼夜が逆転して結局不登校に、やはり起きられなくて学校に行きたくないという状況になったりとか、そういうのが不登校の引き金になったりとかいう部分もあろうかというように思うんですね。

それから、発育障害とって、視力低下の問題あたりも、こういうような落とし穴として考えられるんじゃないかと思っておりますけれども。その視力障害っていうのがですね、やはり10年間の推移の中で1.0以下の子どもたちの推移というのが、ここにデータあるわけなんですけれどもね、やはり1.0未満の割合は、幼稚園が24.4%、小学校が32.46、中学校が56.33ということでですね、やはり年々増えてるっていう傾向があるというような状況の中でですね、やはりこれはやはり気を付けなければならない問題だというふうに思いますんで。

それから、二、三日前ですね、テレビ報道でちょっと見てたんですけども、物が二重に見えるというようなことで、スマホ斜視というのが問題化されとった番組を見たんですけどね。やはり内斜視とか言われるそうなんですけれども、車なんかを見てもですね、車が二重に見えたり、いろいろ物が二重に見えて、黒板、板書された黒板がやはり見えなくて、やはりそれだけ理解度が遅れるとかですね、いろいろな問題があるというふうな話だったものですから、こういう部分についても学力の低下につながっていくというふうなことがあろうかというふうに思いますのでですね、危険性の分析とかですね、それから対応というふうなことを十分考えて、

そして、県の県教の研修等とは別に、やはり佐々町の校長会なんかでもいろいろそういう話をされたりしてですね、やはり佐々町の独自のそういうふうな対応ということもですね、深く取り組んでいただきたいなというふうに思います。

そういうことで、やはり総合的に「さざつ子育てプロジェクト」にそれだけのことを掲げられてですね、あいさつ運動とかいう部分は重きに十分展開されておりますけれども、そのスマホ関係ってというのが余り表になかなか出ていないような状況じゃないかというふうに思いますのでですね、その辺のことを今後どういうふうにするのか、そして最後にですね、ネット、家庭とか、学校、家庭でのネット、スマホの利用についての講習会、もっともっと、先ほど私が言いましたように、もっともっと具体的にですね、充足して行ってですね、さっき言いました講習会等もですね、やはり増やして。

前、29年度ぐらいにそういうふうな研修会をされたデータも保有しているんですけども、なかなか小値賀あたりはですね、1年に2回とか、かなり数多くやっているという話もありますのでですね、やはりさっき言いましたように、佐々町のそういうふうな取組というのをですね、お願いしたいと思っておりますけれども、教育長、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

佐々町の独自というよりも、いろんなものを活用しながら、また、幸いなことに本町には素晴らしい人材もいらっしゃると思いますので、御協力いただきながらですね、普遍的な部分、モラルという普遍的な部分については指導を重ねながらやっていかなければいけないだろうなというふうに思っております。

御指摘のように、視力の問題、学力の問題等も関連してきますし、本当に率の問題ではない、確率の問題ではないだろうと思うわけですけど、誰かが見知らぬ人と会って、大変なことに遭うという危険性というのは非常に高いというふうに思っています。

しかも御指摘のようにですね、普通の問題行動と違って、学校とか外でじゃなくて、家庭の中ということに、主たる使用場所が家庭の中ということになるので、非常に見えにくい。どうしても学校がやらなければいけないけれど、学校だけではやれない、保護者の御理解、御協力をいただかなければできない状況にある教育だろうというふうに思っております。

年間指導計画の見直しをやるなかでですね、御指摘いただいたところ等々を私ども、検討に加えて対応していきたいなというふうに思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

教育長から前向きな答弁をいただきました。今後、これを期待にですね、やはりスマホ・メディア対策が充実してですね、先ほどからも言います子どもの健全育成が進められて、「さざつ子育てプロジェクト」が素晴らしい達成、成果が得られますようにですね、期待をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、1 番、永安文男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（16時01分 散会）